

〔日本弁護士連合会提出資料〕

- ①パンフレット「（兵庫県版）弁護士になろう！8人のチャレンジ」
- ②チラシ「（兵庫県）弁護士に会ってみよう夏休み特別企画」
- ③チラシ「（日弁連）弁護士に会ってみよう夏休み特別企画」
- ④チラシ「シンポジウム『来たれ、リーガル女子！～女性裁判官・検察官・  
弁護士の仕事と働き方ってどんなかな～』」
- ⑤パンフレット「（日弁連）社会を支えるー弁護士のやりがいー」



# 弁護士になろう!

— 8人のチャレンジ —

兵庫県版

兵庫県弁護士会



# 8人の弁護士、 それぞれのチャレンジ Challenge

- 1 平田 尚久 IT企業から地域を支える法律事務所へ
- 2 須川 恵子 専業主婦から海外とつながる弁護士へ
- 3 與語 信也 多方面での活躍を求められる過疎地の弁護士
- 4 松浦 真弓 公的機関のスタッフとして市民の悩みを解決
- 5 明石 恵典 刑事弁護人として被告人の声を裁判所に届ける
- 6 小田 祐資 医師として弁護士として医療紛争を解決
- 7 尾崎 愛佳 企業内弁護士として会社のプロジェクトに参加
- 8 青木 志帆 市役所の法律業務を支える自治体内弁護



# 弁護士ってどんな仕事？

弁護士の仕事というと、法廷で証人尋問を行うドラマのシーンを思い浮かべる方も多いかもしれません。もちろん、刑事事件の弁護人や民事事件の代理人として、法廷で活動することも弁護士の重要な仕事です。

しかし、現在は、社会の様々な場面で法律の専門家が求められるようになっており、弁護士の活躍の場も拡大しています。企業に就職してビジネスを法律面からサポートする企業内弁護士の数は、10年前と比べると約10倍に増加しています（2006年6月：146人、2016年6月：1707人、日本弁護士連合会「弁護士白書2016年版」）。また、国や自治体においても、新しい法律・条例の制定に対応したり、各種政策立案に関与したりするために弁護士を職員として採用する動きが広がっています。

弁護士は弁護士法によって「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」を使命として定められていますが、その使命を果たす方法は弁護士によってそれぞれです。一人一人の弁護士が、法律の専門家としての知識経験や論理的思考力を活かし、基本的人権の擁護と社会正義の実現のために、各地域各分野で様々な課題に取り組んでいます。

## 兵庫県で活躍する弁護士

兵庫県弁護士会には、現在932名（平成30年1月1日現在）の弁護士が登録しています。多くの弁護士は法律事務所に所属し、民事事件、刑事事件などの紛争解決を中心に活躍していますが、企業内や自治体内で活躍する弁護士もいます。

また、司法過疎地域で地域の市民の人権擁護に努める弁護士や、裁判員裁判などの刑事事件に熱心に取り組む弁護士など、特定の地域や分野で活躍する弁護士もいます。

### 支部別登録弁護士数

本部	阪神支部	伊丹支部	明石支部	姫路支部	豊岡支部
574名	134名	47名	34名	132名	9名

このパンフレットでは、兵庫県内の様々なフィールドで活躍する  
8人の弁護士を紹介します。  
8人のそれぞれの仕事を通じて、  
少しでも弁護士の仕事を身近に感じていただければと思います。



# 1

## IT企業から地域を支える法律事務所へ

平田 尚久 弁護士法人神戸シティ法律事務所

### ■現在の仕事内容

交通事故、離婚、不動産など個人の問題から、企業の相談、行政事件、破産事件など幅広い事件に携わっています。地域の社会活動・経済活動を支えるインフラとしてしっかりとサービスを提供できるよう努力しています。

### ■弁護士を目指した理由

私は、大学卒業後7年間、IT関係の企業で社員として働いていましたが、もっと自分が暮らす街に貢献したいと考え、弁護士を目指しました。法科大学院制度がスタートし、私のように法律を勉強したことがない者でも司法試験に向けた勉強ができるカリキュラムが用意されていたことも理由の一つです。

### ■仕事の魅力

社員として働いていたころと比べると、弁護士の仕事は自分の裁量の幅が格段に広く、常に創意工夫しながら紛争解決にあたるという面白さがあります。しかし、それだけに責任も重く、毎日が真剣勝負の連続です。



#### 経歴

2003年 3月	京都大学文学部卒業 民間企業にて7年間勤務
2013年 3月	神戸大学法科大学院修了
2013年 9月	司法試験合格
2014年12月	司法修習修了
2014年12月	神戸シティ法律事務所入所

# 2

## 専業主婦から海外とつながる弁護士へ

須川 恵子 力新堂法律事務所

### ■専業主婦から弁護士へ

子どもが3歳の時に一念発起し、司法試験を目指しました。阪神大震災で被災し、本当に困っている人から頼りにされるような存在になりたいと考えたことがきっかけです。子育てをしながらの勉強、通学は大変でしたが、7年ぶりの学生生活は新鮮でした。周囲のサポートのおかげで無事合格することができました。

### ■海外とのつながり

弁護士になると決めたとき、海外で仕事をするという自分の夢はあきらめざるを得ないと思い込んでいました。しかし、弁護士になってから、企業の法務部に勤務して英文契約書を作成したり、海外に派遣されて現地調査を行ったり、世界各国の法律家が集まる国際会議に出席したりと、海外と関わるチャンスがむしろ増えました。

### ■現在の活動

法律事務所での業務とは別に、日本弁護士連合会の委員会に所属し、日本とフィリピンの間の家族法問題を解決するためのプロジェクトに取り組んでいます。フィリピンへの留学経験を生かし、両国の間で新しい協力関係を築く活動は、とてもやりがいがあります。このように、弁護士の仕事は、専門性を持ちながら、各自の経験や興味に応じ、様々な分野にチャレンジできる醍醐味があると思います。



#### 経歴

1993年	神戸高校卒業
1997年	同志社大学法学部法律学科卒業
1998年	フィリピン大学へ交換留学し 地域開発学を学ぶ
2000年	同志社大学大学院アメリカ研究科修了 ～国際交流団体での勤務、育児など～
2010年	京都大学法科大学院修了
2013年	弁護士登録



# 3

## 多方面での活躍を求められる過疎地の弁護士

與語 信也 豊岡合同法律事務所

### ■現在の仕事内容

一般民事、家事、刑事、破産など、個人の生活にかかわる案件を主に、調停、訴訟なども含め幅広く行っています。いわゆる町弁です。その他は、地元の小中学校や諸団体の依頼を受けて法教育に関する講義をしたり、行政からの依頼で、いじめ対応但馬地域ネットワーク会議の委員や豊岡こども家庭センターのアドバイザーをしたりしています。

### ■仕事の魅力

日々の業務を行う中では、扱う事件に弁護士過疎地特有の傾向を感じることはありません。とはいえ豊岡は、管轄範囲は広大ですが弁護士が少ない支部ですので、弁護士会の所属委員会や経験年数に関わらず、弁護士一人に対し様々な仕事が回ってきます。少年事件を含め刑事事件も途切れることはありません。多くの経験が積める反面、どんな相談であっても、自分が断ったら次の弁護士はいないというプレッシャーを感じるのも、それが魅力でもあると思います。



#### 経歴

1981年	大阪府吹田市生まれ
2005年 3月	滋賀県立大学環境科学部卒業 民間企業に勤務
2011年 3月	関西学院大学大学院司法研究科修了
2013年 9月	司法試験合格
2014年12月	司法研修所修了
2014年12月	豊岡合同法律事務所入所

# 4

## 公的機関のスタッフとして市民の悩みを解決

松浦 真弓 法テラス阪神

### ■現在の仕事内容

経済的余裕のない方の民事事件、国選弁護事件を中心に担当しています。特に民事事件では、DVが絡む離婚などの家事事件、債務整理を多く扱っています。都市部であっても弁護士にアクセスできない、支援を受けにくい方の法的解決に当たっています。

### ■スタッフ弁護士を志望した動機

スタッフ弁護士は、全国各地の法テラス法律事務所において、経済的余裕のない方の民事事件、国選弁護事件の業務、司法過疎地域における法律サービスを行っています。経済的理由等から司法アクセスが困難な人々にあまねく法的サービスを提供するという点に魅力を感じ、スタッフ弁護士を志望しました。

### ■スタッフ弁護士としての遣り甲斐

スタッフ弁護士は、地域によって求められる役割が様々で、刑事が中心のところもあれば、各種の関係機関と連携・協働して法的解決に当たっているところもあります。地域におけるニーズを探り、自らの創意工夫により活動の幅を広げることができます。兵庫では、様々な問題から司法アクセスが困難な方の事件を積極的に受けることで、都市部であっても生じている司法アクセスの障害の解消に努めています。



#### 経歴

石川県出身	
2011年 3月	神戸大学法学部卒業
2013年 3月	神戸大学法科大学院卒業
2013年 9月	司法試験合格
2014年12月	司法修習修了
2015年 1月	弁護士法人梅ヶ枝中央 法律事務所における養成(OJT)
2016年 1月	法テラス阪神法律事務所に赴任～



# 5

## 刑事弁護人として被告人の声を裁判所に届ける

明石 恵典 弁護士法人瀬合パートナーズ法律事務所

### 現在の仕事内容

私は現在、所属している法律事務所内の刑事弁護チームのリーダーとして、日々刑事事件に取り組んでいます。

刑事弁護に取り組んでいるというと、「どうして悪いことをした人の味方をするんだ。」と聞かれることがあります。ただ、皆さんが先生や親に叱られている時、「少しは話を聞いてよ。」

「色々理由があるんだよ。」と心の中で呟くことがあったのではないのでしょうか。それが裁判の場ともなれば、自身の一生がかかっているのですから、その願いは切実なものとなります。

そんな時にアシストをするのが、刑事弁護人です。依頼者の話を聞き、断片的な情報から、一体その場で何があったのか考え、証拠を集め、依頼者の言い分を裁判官に届けます。

とはいえ、それでも依頼者が、刑務所に行ってしまうことがあります。ですが、そんな時にでも依頼者は、私に、「おかげで言いたいことが言えました。また刑務所から出てきたら、お礼に行かせて下さい。」と言ってくれるのです。

### 刑事弁護の魅力

弁護士の職域が広がりつつある昨今ですが、人と人との繋がりというものを、一番感じさせてくれるのが、刑事弁護だと思っています。このような経験をする度、私は刑事弁護に取り組んで良かったと思い、刑事弁護人としての自分に誇りを持ち、次なる新たな事件に取り組んでいきます。



#### 経歴

2009年 3月	龍谷大学法学部卒業
2012年 3月	関西学院司法研究科修了
2012年 9月	司法試験合格
2013年12月	司法修習終了
2014年 1月	弁護士法人ひょうごパブリック法律事務所入所
2017年 1月	弁護士法人瀬合パートナーズへ移籍

# 6

## 医師として弁護士として医療紛争を解決

小田 祐資 すみよし小田法律事務所

### 現在の仕事内容

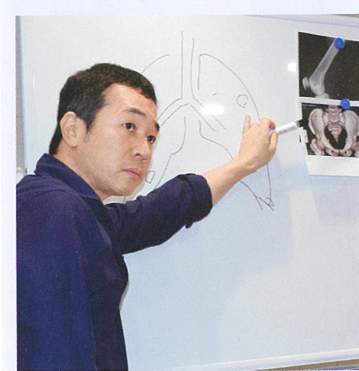
一般的な民事事件も扱っていますが、仕事の7割程度が医療機関からの依頼です。医療紛争の示談交渉や訴訟対応が業務の中心ですが、院内の労務問題や契約トラブル、研修の講師など医療法務全般を扱っています。

### 弁護士を目指した理由

私は1998年に医師になりましたが、当時は「医療ミス」の報道が非常に多く、一部には「医者が悪者にする」ような論調もありました。若く、感受性の強い時期でしたので、「こんなに一生懸命頑張っているのに、理不尽だよな。」とっていました。医師としてキャリアを積んだ後、ロースクール制度が始まったことを契機に「司法の現場の実際を知りたい。」と思い、弁護士を目指しました。

### 仕事の魅力

自分自身の公平感や信念に基づく主張を行い、その主張が認められたときに「弁護士になってよかった。」と思いますね。また医師時代には知り合う機会がなかったような方々との出会いも多く、刺激的な日々を送らせていただいています。



#### 経歴

1991年 3月	甲陽学院卒業
1998年 3月	香川医科大学(現:香川大学)医学部医学科卒業、 医師国家試験合格、京都大学医学部麻酔科医局入局 (その後複数の病院に勤務)
2008年 3月	神戸大学法科大学院修了
2008年 9月	司法試験合格
2009年12月	司法修習終了、神戸海都法律事務所入所
2015年 1月	神戸海都法律事務所パートナー
2016年 7月	すみよし小田法律事務所設立



# 7

## 企業内弁護士として会社のプロジェクトに参加

尾崎 愛佳 阪神調剤ホールディング株式会社

### ■現在の仕事内容

私は、インハウスとして、阪神調剤ホールディング株式会社で勤務しています。阪神調剤ホールディング株式会社は、薬局などを経営するグループ会社の株式を保有して、グループ会社が一丸となって成長していけるようマネジメントする会社です。

その中で、私は契約書の作成、法律相談をはじめとする法律に関する仕事や、グループの輪を拡大するM&Aの業務、新規プロジェクトの立ち上げ、庶務業務など、幅広い業務を行っています。

### ■企業内で働く魅力

企業内で働く魅力は、チームワークにより一つのプロジェクトを実現することにあると思います。企業には様々な部署があり、それぞれの担当者がプロとして仕事を行っています。それぞれの知識を結集して、一丸となってプロジェクトを達成したときの一体感と達成感は、企業内で働く醍醐味だと思います。

### ■企業内弁護士として働く魅力

企業内弁護士として働く魅力は、早い段階から継続してプロジェクトの重要な部分に関わっていきることにあると思います。M&Aや業務提携など、大きなプロジェクトを実行するとすると、立ち上げの段階、成功に向けて調査する段階、実行する段階、そして軌道に乗った後も、法律が関係してくる場面がたくさんあります。判断一つ、言葉一つで今後の流れが変わることもあるため、試行錯誤の上、細心の注意を払う必要がありますが、その分やりがいがあります。



#### 経歴

1986年12月	兵庫県で誕生
2012年 3月	同志社大学法科大学院修了
2013年 9月	司法試験合格
2014年12月	司法修習修了
	法律事務所に入所
2016年 6月	阪神調剤ホールディング株式会社に 企業内弁護士として入社

# 8

## 市役所の法律業務を支える自治体内弁護士

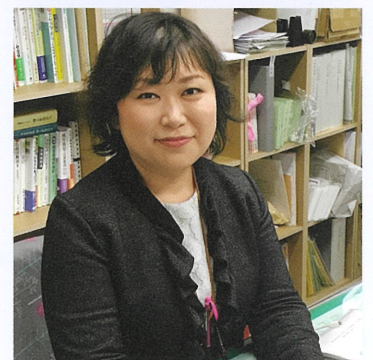
青木 志帆 明石市福祉局福祉政策室福祉総務課

### ■現在の仕事内容

市役所の福祉系部署（高齢福祉、障害福祉、生活保護等）や、地域包括支援センター等の市内の相談機関職員からの法律相談に答えるのが基幹業務です。その他、条例制定事務（明石市障害者配慮条例、明石市成年後見任用確保条例等）、障害者、高齢者虐待対応への法的助言などもしております。逮捕・勾留された高齢者・障害者について、検察官や弁護士へ、福祉法務の観点からアドバイスすることもあります。

### ■市役所の業務の特徴

入庁前は、行政事件、つまり市役所を相手方とする事件に関わっていました。ただ、審査請求も訴訟も、おびただしい費用と時間がかかり、いい結論であってもご本人が払う代償は小さくありません。この点、市役所であれば、紛争を予防することができます。さらに、条例制定という立法機能に関わることで、自治体独自の紛争予防・解決能力を生み出すことができるのも、個人の弁護士にはない大きな魅力だと感じています。



#### 経歴

	大阪府堺市生まれ
2004年	大阪市立大学法学部卒業
2006年	同志社大学法科大学院卒業
2008年	新司法試験合格（新62期）
2009年	弁護士法人青空 尼崎あおぞら法律事務所入所
2015年	明石市役所入庁





兵庫県弁護士会イメージキャラクター  
ヒマリオン Since2001

## 兵庫県弁護士会

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3  
TEL:078(341)7061  
<http://www.hyogoben.or.jp/>

2018年3月 発行



# 夏休み特別企画!!

# 弁護士に 会ってみよう!



対象 / 中学生、高校生、大学生  
学校、個人、グループ単位でお申込可能です

弁護士の  
仕事って?

兵庫県弁護士会  
イメージキャラクター  
ヒマリオン  
Since2001

弁護士に  
なるには?

弁護士になって  
よかったことは?



**期間** 2018年7月20日  
~8月31日まで

**場所** 兵庫県弁護士会館  
または各法律事務所、学校

要予約

参加費  
無料







# 弁護士という進路に関心のある 中学生、高校生、大学生のみなさん! 実際に弁護士に会ってみませんか?

## INFORMATION

### 内 容

- 1 弁護士の仕事  
(弁護士の一般的な仕事、弁護士の生活と人生、やりがいなど)
- 2 広がる弁護士の活躍の場  
(弁護士の業務分野や職場の広がりなどの紹介など)
- 3 弁護士になるには  
(どうして弁護士を目指そうと思ったのか、弁護士になるための具体的な方法、勉強の内容、時間的・経済的成本など)
- 4 その他、弁護士に聞いてみたいこと など

### 講 師

弁護士

### 所要時間

1~2時間程度

### 対 象

中学生、高校生、大学生

※学校・個人・グループ単位でもお申込いただけます。  
※個人の場合は、他の申込者(個人)の方とご一緒に  
いただくこともあります。

### 参加費

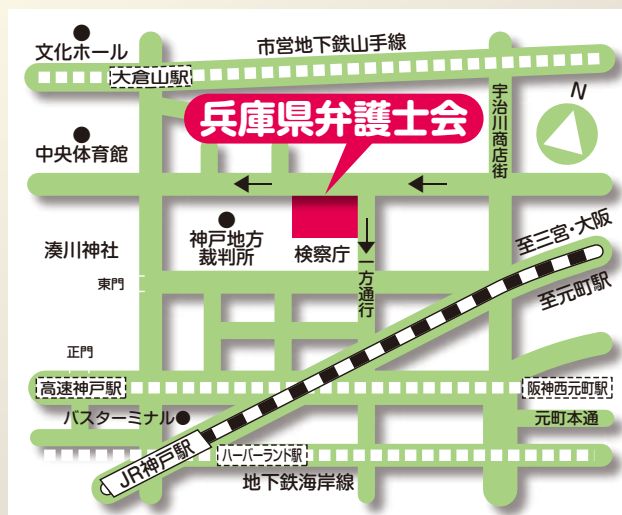
無 料

### 期 間

平成30年7月20日(金)から8月31日(金)まで  
※事前の予約が必要です。申込状況によっては、  
ご希望に添えない場合がございます。

### 開催場所

ご希望に応じて、兵庫県弁護士会館または  
各法律事務所、学校にて実施



### 兵庫県弁護士会館

神戸市中央区橋通1-4-3 ※ご来場は公共交通機関をご利用ください。

### お申込み方法

次の項目をメールまたはファックスにてお知らせください。

- |                                      |             |
|--------------------------------------|-------------|
| ① 参加者氏名、年齢                           | ⑤ 学校名・学年    |
| ② 住所                                 | ⑥ 保護者の参加の有無 |
| ③ 電話番号                               | ⑦ 保護者の氏名/続柄 |
| ④ 中学生/高校生/大学生/その他の属性<br>(ただし学生に限ります) | ⑧ 希望する実施日   |
|                                      | ⑨ 希望する開催場所  |

### お申込先・お問合せ先

#### 兵庫県弁護士会

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL : 078-341-7061 FAX:078-351-6651 E-mail : bengoshikai@hyogoben.or.jp

日本弁護士連合会 主催

# 弁護士に会ってみよう！ 夏休み特別企画

- ・要予約
- ・参加費無料

個人・グループともに応募が可能です

弁護士という進路に関心のある  
高校生、大学生のみなさん！  
実際に弁護士に会ってみませんか？

弁護士になる  
には？

弁護士の仕事  
内容は？

弁護士になって  
よかったことは？

## 日程

2018年7月23日, 24日  
8月28日, 31日  
※詳細は裏面をご確認ください。

## 所要時間

2時間程度

## 場所

弁護士会館  
(東京都千代田区霞が関1-1-3)

## 講師

若手弁護士数名

お問い合わせ

日本弁護士連合会法制部法制第一課

TEL

03-3580-9511

URL

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_apprentice/lawyer/meet\\_lawyer.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_apprentice/lawyer/meet_lawyer.html)



# 弁護士に会ってみよう！ 夏休み特別企画

## 応募の詳細

### ・開催日程

平成30年7月23日（月）午前10時～正午  
24日（火）午後3時～午後5時  
8月28日（火）午後1時～午後3時  
31日（金）午後2時～午後4時

### ※要事前予約。

お申込みは、7月実施分は7月13日（金）  
8月実施分は8月17日（金）までをお願いいたします。  
また、申込状況によっては、ご希望に添えない場合がございます。

### ・対象

高校生、大学生 ※個人・グループともにお申込みいただけます。

### ・内容

- 1 弁護士の仕事  
（弁護士の一般的な仕事、弁護士の生活と人生、やりがいなど）
- 2 広がる弁護士の活躍の場  
（弁護士の業務分野や職場の広がりなどの紹介など）
- 3 弁護士になるには  
（どうして弁護士を目指そうと思ったのか、弁護士になるための具体的な方法、勉強の内容、時間的・経済的コストなど）
- 4 その他、弁護士に聞いてみたいこと など

### ・お申込み方法

下記URL又はバーコードからアクセスいただき、  
フォームからお申込みください。

URL <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/natsuyasumi/meet/>



### ・開催場所

弁護士会館内

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

（地下鉄丸ノ内線・日比谷線・千代田線

霞ヶ関駅（B1-b出口から徒歩1分（会館直結））



お問合せ先：日本弁護士連合会法制部法制第一課

TEL:03-3580-9511 / E-mail:houka@nichibenren.or.jp



# 来たれ、リーガル女子!

## シンポジウム

～女性の裁判官・検察官・弁護士の  
仕事と働き方って どんなんかな～

国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業



女性法律家（裁判官、検察官、弁護士）と聞いて、みなさんはどんなイメージをもちますか？女性法律家といっても、その仕事内容はさまざまです。このシンポジウムでは刑事、民事、国際関連等さまざまな分野で活躍する女性法律家が仕事の内容や魅力についてお話しします。また、模擬法廷教室にて、模擬裁判の実演をご覧ください。少人数でのグループセッションでは、「なぜ法律家になろうと思ったの?」「仕事の内容はドラマみたいな感じなのかな?」「家庭と仕事の両立は?」など、みなさんからの疑問にもお答えします。たくさんのご参加をお待ちしております。

参加費無料  
事前申込制  
手話通訳・託児あり  
(事前申込制)  
定員200名  
(先着順)

日時

平成29年**11月23日**   
13:00～17:00(開場12:30)

場所

大阪大学 豊中キャンパス

住所：大阪府豊中市待兼山町 1-6  
交通アクセス：阪急電車宝塚線 石橋駅下車 徒歩約 20 分  
大阪モノレール 柴原駅下車 徒歩約 10 分

参加対象

中学生、高校生、保護者、教員

※主に女子中高生を対象に女性の法律家がお話ししますが、  
男子中高生もご参加いただけます

申込締切

平成29年**11月13日(月)**まで ※手話通訳・託児希望の方は11月6日(月)まで  
必ず保護者の承諾を得てから、WEB申込用「専用応募フォーム」  
または裏面「FAX参加申込書」にご記入のうえFAXでお申し込みください



携帯電話、  
スマホの  
方はこちら

WEB申込用URL <http://legalevent.tsukurusu.com>

イベントの詳細は  
こちらでもご確認いただけます

内閣府  
[http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/li\\_network.html](http://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/li_network.html)



プログラムは裏面をご覧ください

主催：内閣府・男女共同参画推進連携会議・近畿弁護士会連合会・大阪弁護士会・日本弁護士連合会  
大阪大学大学院高等司法研究科・大阪大学大学院法学研究科  
日本女性法律家協会

共催：大阪大学男女協働推進センター


お問合せ：男女共同参画シンポジウム事務局 050-3460-7200



JFBA 日本弁護士連合会







# 社会を支える

—弁護士のやりがい—

**JABA** 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会

<https://www.nichibenren.or.jp/>

2018年3月



— CONTENTS —

- ◆P2 弁護士 米元 悠 (司法過疎対策) 八重山ひまわり基金法律事務所 ————— 司法過疎地 最後の砦として
- ◆P4 弁護士 高木百合香 (犯罪被害者) コスモス法律事務所 ————— 犯罪被害者にもサポートの手を
- ◆P6 弁護士 竹村 和也 (労働問題) 東京南部法律事務所 ————— 労働分野ではまだまだ弁護士の力が必要です
- ◆P8 弁護士 高山 由起 (国際会議通訳等) アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社 ————— できる範囲で、できる時に、できる活動を!
- ◆P10 弁護士 瀧上 明 (災害復興・被災地支援) 弁護士法人空と海そらうみ法律事務所陸前高田事務所 ————— 弁護士活動の原点 困っている人のために役立とう
- ◆P12 弁護士 堀川 直資 (消費者問題) 九段法律事務所 ————— 消費者問題の「プロフェッション」を目指して
- ◆P14 弁護士 山本 衛 (刑事弁護) 東京ディフェンダー法律事務所 ————— みなさん、一緒に刑事事件をやりましょう!
- ◆P16 弁護士 中川 亜美 (再審弁護) 弁護士法人名古屋法律事務所 ————— 私のライフワーク それは再審事件!
- ◆P18 弁護士 水島 俊彦 (高齢者・障がい者支援) 法テラス埼玉法律事務所 ————— 被後見人の笑顔を見よう
- ◆P20 弁護士 中村 恵 (国際司法支援) 目黒総合法律事務所 ————— 途上国にも「法の支配」を
- ◆P22 弁護士 永野 亮 (法教育) 山下・渡辺法律事務所 ————— 弁護士になりたい子どもを増やそう!
- ◆P24 弁護士 中島 香織 (子どもの権利擁護) 法テラス高知法律事務所 ————— 子どもの居場所づくり SOSを見逃さない!
- ◆P26 弁護士 鬼澤 秀昌 (NPO 支援) おにざわ法律事務所 ————— 新しい挑戦! ビジネス法務で社会課題を解決したい!

※所属事務所は 2018 年 3 月 1 日時点のものです。





米元 悠

Yonemoto Yu

沖縄弁護士会  
新64期  
八重山ひまわり基金  
法律事務所

## 司法過疎地 最後の砦として

2010年3月 中央大学法科大学院修了  
2010年9月 司法試験合格  
2011年12月 司法修習終了  
2011年12月 東京フロンティア基金法律事務所勤務  
2014年1月 八重山ひまわり基金法律事務所勤務



### WORKS

#### 01 | 私の活動

「先生、畑で穫れたグアバ持ってきたさ～」  
「いやだから〇〇さん、そんなに気を遣わないでいつも言ってるのに～（しかもどうやって食べるんだ、これ…）」

「いや～先生忙しいのに話聞いてもらうんだから、当たり前さ～」

私は、沖縄県の石垣島で、八重山ひまわり基金法律事務所の所長として働いています。

「ひまわり基金法律事務所（以下、ひまわり）」は、司法過疎地における司法アクセス障害の解消を目的とし、日弁連からの様々な支援を受けて設立された公設事務所です。2～3年の任期付きで若手会員が所長として赴任することが多く、現在も全国各地に約50事務所が存在しています。

私のいる石垣島は、東京から約2000キロ、那覇からも約400キロ離れたまさに離島で、日本最西端・最南端の裁判所支部があります。管轄人口は5万人強で、弁護士は私を含めて4人です。気候は冬でも10度を下回る事がなく温暖で、住民の皆さんの人柄もとても暖かです（冒頭の会話のように）。

事務所の性質は、いわゆる町弁です。弁護士の数が少ないため、ひまわりの弁護士には、地域住民からのありとあらゆるご相談に対応する能力が求められます。

また、司法アクセス障害の解消のため、①弁護士の存在や使い勝手の良さを地域の皆さんに知ってもらうこと、②地域の皆さんと共同して法的ニーズを発掘すること（いわゆるアウトリーチ）も、重要な役割です。例えば、役所等の行政機関、病院や介護事業者、配偶者暴力相談支援センター等の福祉関係者、学校、警察、マスコ

ミ、他士業などと、勉強会、相談会、意見交換会、ケース会議等の様々な形で日常的にコミュニケーションをとるようにしています。

さらに、弁護士会の会務等の石垣島での実行役にもなります。消費者や高齢者、法教育等の委員会に所属し、それぞれのイベント（勉強会、授業、相談会等）を石垣島で行うときは、私が担当します。公益的な弁護団に加入し、石垣島での相談会や、石垣島在住の依頼者を、私が担当しています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

ひまわりを目指したきっかけは、ロースクール在学中のエクスターンシップで、司法過疎地への赴任を目指して養成を受ける新人（私にとっては先輩）弁護士に出会ったときでした。

単純に「困っている人たちのためになりたい」と考えて弁護士を目指していた私にとっては、他に頼れる弁護士がいない地域で、自分が最後の砦となって戦う司法過疎地での弁護士業務に、大きな魅力とやりがいを感じました。そして、自分も最後の砦になりたいと思って同じ道に進み、今に至ります。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

司法過疎地での勤務のやりがいは、①これで弁護士に依頼してくれる人が増えたな～と思えたとき、②自分が地域全体に貢献できたと思えたときに特に感じます。

①は、地域の方々と協力して事件の解決ができた時に「弁護士さんがいなかったら、絶対うまくいかなかった」「石垣島でも弁護士さんに頼めることが分かってよかった。しかも、思ったよりも安く！」「これからは、何かあつ

たら弁護士さんに相談しようと思います～」なんて言っていただけたら、ひまわりとして頑張ったかいがあるというものです。

②も、狭い地域ならではのやりがいです。最近では、地元マスコミと実名報道についての意見交換会を開きました。石垣島では、いわゆる軽微な事件（万引き、器物損壊等）であっても、逮捕されるとほぼ必ず実名で報道され、狭い地域だけに実名報道の影響も大きく、島中の人に知られてしまって再就職できないなど支障が生じることもありました。そこで、弁護士とマスコミとの意見交換会を主催し、弁護士からは刑事処分の実態（嫌疑不十分による不起訴処分の割合など）や実名報道の弊害を説明し、マスコミ側からも報道の目的などの説明を受け、適切な報道の在り方について議論したのです。その結果、無意味な実名報道が控えられるようになってきています。

このように、今まで弁護士の存在も必要性も広がっていなかった地域でその広がりを体感できること、狭い地域ならではの地域全体に関わる仕事をしやすいことは、ひまわりならではのやりがいです。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

ひまわりは、弁護士登録2～3年目の若手弁護士が赴任することが多いため、当然、事件処理や事務所の経営（取支、人事等）で悩むこともあります。また、狭い地域で生活するがゆえの息苦しさはあり、飲み屋やスーパーで相手方に出会うことも、ままあります。

ですが、ひまわりの強みは、同じ志と悩みをもつ仲間や先輩が全国にたくさんいることです。仲間や先輩に日々相談してアドバイスや刺激を受けて頑張ることができます。早い時期に一人で事務所を運営する経験を持て

たことは今後のキャリア形成にプラスになると考えています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

困っている人の役に立ちたい、と考えて弁護士を目指す若手会員の皆さんにとって、司法過疎地での勤務は、魅力的な一つの選択肢になると思います。

ひまわりや法テラスが普及してきたとはいえ、司法アクセス障害の解消が実現したとは言えません。「弁護士が八重山にいるとは思わなかった」「弁護士に頼んだら何百万円もかかると思っていた。」「困ってはいたけど、弁護士さんに頼む問題だとは思っていなかった」という声は、今でも頻りに聞かれるのが現実なのです。

そんな地域に自分が赴き、地域に法の支配を行きわたらせるために最後の砦として奮闘できる司法過疎地での業務は、本当にやりがいのあるものです。

ひまわりは、2～3年という任期もあり、日弁連の支援もありますから、若手会員の皆さんこそがチャレンジできる制度です。任期を終えた先輩方は、そのまま地域に定着する方、地元や出身事務所に戻る方、留学する方、任期付公務員になる方など、様々なキャリアアップをしています。

興味のある方は、『自由と正義』の『リレーエッセイ 公設事務所だより「津々浦々にひまわりの花を」』をご覧くださいか、ひまわりに赴任した（赴任中の）先輩に実際に話を聞いていただくと、よりイメージが湧くかと思えます。もちろん、旅行を兼ねて、八重山ひまわりに遊びに来てくださるのも大歓迎です！





## 高木百合香

Takaki Yurika

熊本県弁護士会  
新64期  
コスモス法律事務所

## 犯罪被害者にもサポートの手を

2008年3月 熊本大学法科大学院修了  
2010年9月 司法試験合格  
2011年12月 司法修習終了  
2012年4月 弁護士法人しらぬひ不知火合同法律事務所勤務  
2017年4月 コスモス法律事務所勤務



### WORKS

#### 01 | 私の活動

日弁連と熊本県弁護士会の犯罪被害者支援委員会に所属し、普段の業務でも犯罪被害者を支援する事件に取り組んでいます。

#### 【委員会活動】

日弁連では毎年、人権擁護大会と、それに先立って各種のシンポジウムが開催されています。弁護士が人権擁護に取り組んでいることを社会に知ってもらう機会や、マスコミ取材や弁護士以外の参加もある、日弁連の一大イベントです。

2017年は滋賀県大津市で開催され、シンポジウムでは犯罪被害者支援をテーマとする第1分科会が行われました。私はそのシンポジウムにバックアップ委員として参加し、10ヶ月に及ぶ準備期間で、全国の弁護士と意見を交わしたり、基調報告書を作成したりする準備に携わりました。そのシンポジウムでも紹介されましたが、犯罪被害者のための条例を制定する自治体が増えていきます。ただ、私の住む熊本県では未制定なので、熊本県弁護士会の犯罪被害者支援委員会では被害者条例のためのPTを作り、望ましい条例を目指し協議・検討を始めました。1ヶ月に1回PTを開き、モデル条例案や他自治体の例を学んだり、日弁連の委員と情報交換しながら、熊本らしい条例を作ろうと奮闘しています。

#### 【被害者支援事件】

法テラスの犯罪被害者支援精通弁護士制度や、熊本の性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」の協力弁護士として登録しています。そのため、犯罪被害者の法律相談を1ヶ月に1~2件実施し、うち約半数を受任します。一つの被害者支援事件でも、弁護士が携わることはいくつもあります。ある性犯罪被害者の事件では、刑事事件の被害者参加弁護士としてだけでなく、その後の損害賠償命令・民事訴訟、労災申請、犯罪被害者給付金申請、生活保護申請同行等を実施しました。

また、ある学生の事件では、事件後、学生が今まで通りのようには通学できなくなり、被害に遭った学生が元の日常を取り戻せるよう、学生本人やご両親とともに学校を訪問して、通学しやすい環境への改善を求める活動も行いました。

被害者支援活動をどこまで多く、深く実施できるかは、被害者の状況や弁護士との信頼関係等で異なります。一つ一つの事件や被害者の被害や置かれた状況を見て、その都度、今、この被害者に必要な支援は何かを考えています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

司法試験の勉強をしていた頃から、被害者がどのように守られるのか疑問に感じていました。弁護士登録をしてから、当時所属していた福岡県弁護士会の先輩弁護士に勧められて犯罪被害者支援委員会に入り、自然と被害者に関わる事件に携わるようになりました。具体的な事件をやり始めた当初は不慣れでしたが、受任した事件で疑問や問題が生じた時には、委員会の先輩に相談しアドバイスをもらうなど、面倒見のいい、信頼できるメンバーに恵まれました。

熊本県弁護士会に登録換えしてからも、委員会で悩みを相談することがあります。委員会活動と受任事件は、切っても切り離せないものだと感じています。

### IMPRESSION

#### 03 | 印象に残っていること

一般事件で受任した案件において、過去の犯罪被害のトラウマに悩む依頼者がいました。何人かの弁護士と話をしたのですが、過去の被害を話す気にはなれず、気持ちを理解して代理人を引き受けてくれる弁護士を探していました。数回の打合せの後、依頼者が過去の犯罪被害について話してくれました。依頼者いわく「あなたになら安心して話せると思った」とのことでした。犯罪被害者の方に寄り添ってきたことで自然と身に付いた接し方に、安心して話してくれたようです。

その後も、受任事件の中で必要な措置（別室を利用した尋問）を裁判所に認めてもらえたので、安心して依頼者の尋問に臨めました。依頼者が緊張しつつも、言い淀むことなく尋問に答える姿が印象的で、代理人として役割を果たせたことに安堵しました。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

#### 【時間の取り方・折り合いの付け方】

以前所属していた福岡の事務所も、現在の熊本の事務所も、委員会活動には協力的です。委員会活動では、人脈が広がるだけでなく、他の弁護士の仕事の受け方、進め方を窺い知れて、自分の仕事を客観的・俯瞰的に省みる機会ができます。結果的に、独善的な判断に陥ることを回避できるように思います。

このように、委員会活動は有意義ですが、委員会です仕事を引き受ける際には自分のキャパシティ（受任事件のスケジュール、私自身の体調や家族との時間）と相談します。

4歳になる長男との時間は私の原動力でもあり、特に大切にしています。日頃はフルタイム稼働していますので、母に協力してもらいながら育児をしています。日弁連人権擁護大会や九州弁護士会連合会定期大会等では無料で託児施設が設置されるので、宿泊を伴う大会等へは、託児施設を予約して長男と参加しています。日頃、一緒にいられる時間が短い分、遠方への出張の機会に長男と過ごす時間は愛おしく、英気が養われるのを感じます。

#### 【活動を行う上で大変なこと】

犯罪被害に遭うということは、犯罪そのものの被害だけでは済まされません。加害者が憎いのはもちろんですが、被害に遭った理由を自問自答し続け、自分を責めることがあります。被害に遭った時のことが毎日、毎晩フラッシュバックして眠れなかったり食べられなくなったり、これまでの生活が失われ、仕事や学校に行けなくなり、失業や退学を余儀なく

されるのです。他人を信頼できなくなり、時には自分の大切な家族や恋人につらく当たってしまい、そのためにさらに自分を責める被害者もいます。

刑事事件の被害者（証人）として、捜査機関の取調べや裁判の出廷に応じ、被害を体験する供述を求められることもあります。『傷口に塩を塗り込む』とも表現される二次被害であり、大変辛いものです。

このような状況の被害者に心揺さぶられ、共感していると、支援する弁護士も非常に辛い心理状態、例えば不眠の症状が出る場合があります。ただ、弁護士には常に冷静な判断が求められます。心が揺さぶられたがゆえに冷静な判断ができなければ、被害者（依頼者）も弁護士も不幸です。被害者と共に涙することはありますが、被害者と同化せず、法律の専門家としての仕事を全うするよう心掛けています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

弁護士が寄り添うのは、被害後の数ヶ月、検察官の処分や裁判までが多いと思いますが、被害者にとって処分や裁判で“一件落着”ではありません。処分や裁判までの短期間で被害者が以前の日常を取り戻せることはほぼありませんし、むしろその後の人生の方が格段に長いのです。ただ、弁護士が関わるその数ヶ月は、被害直後の最も苦しい時期でもあります。その時に寄り添い、伴走するのは大変ですが、人の役に立っているという実感も十分にあります。加害者を処罰することだけが被害者の至上命題とも限りません。被害者は悩みます。その時に、弁護士と一緒に悩み、選択肢を示し、被害者が長い将来後悔しなくてもよい選択をできるよう力を尽くしたいと思います。

被害者支援の制度は他に比べて日が浅いためか、若い弁護士が多く活躍しています。若い者同士、切磋琢磨しながら一緒にがんばっていきましょう。





竹村和也  
Takemura Kazuya

東京弁護士会  
新65期  
東京南部法律事務所

## 労働分野ではまだまだ弁護士の力が必要です

2011年3月 早稲田大学法科大学院修了  
2011年9月 司法試験合格  
2012年12月 司法修習終了  
2012年12月 東京南部法律事務所勤務

### WORKS

#### 01 | 私の活動

個人の依頼者の労働事件、顧問をする労働組合の労働事件（労働者側）が業務の中心です。こうした事件活動に加え、事務所が所在する地域や労働組合の学習会などで講師を担当し、労働法制を解説するなどしています。

また、現在は、2015年より事務局次長を務める日本労働弁護団での活動に力を入れています。この弁護団は、労働者と労働組合の権利擁護を目的として組織された全国的な団体ですが、積極的な立法提言、高校生・大学生などへのワークルール授業（働く上で必要な法律や決まりなどを教える授業）、さらには会員の研鑽のための講座や研究会なども実施しています。事務局次長として、それらの運営に関与し、走り回る毎日です。なお、自身の事件活動についても、社会に広めるべき問題については記者会見をしたり、専門誌に寄稿したりして、個別の問題に終わらせないように心がけています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

私がロースクール1年生だった2008年は「派遣切り」が大きな問題となり、年末には「年越し派遣村」が開設されたことが印象に残っています。その影響もあってか、個別事件での労働者の権利擁護はもちろん、より良い法制度の整備などにも実務家として関わっていきたいと思っていました。実際に弁護士になって、長時間労働の問題、非正規雇用の問題などに接し、現在の法制度が不十分であることを実感しています。

また、多くの人にワークルールが知られていない現状や知っていても実践することができていない現状も知り

ました。そのため、先に述べたような学習会の講師活動、日本労働弁護団での諸活動、特にワークルール授業などに積極的に関わるようになりました。上手くいかないこともあります。諸先輩から学んだり、仲間と楽しみながら参加しています！

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

昨年、ある私立高校からワークルール授業の依頼があり、授業に行ってきました。当たり前のことですが、生徒達には、私達専門家が普段使っている法律用語や概念は伝わりません。また、興味も持ってくれません。生徒達がどうすれば興味を持つか、労働法を身近に感じるか、どうすれば労働法の考え方を理解できるのか、学校の先生とも相談しながら四苦八苦して準備しました。

その高校では、高校生にとっても身近な「ブラックバイト」の問題を事例形式で取り上げました。「アルバイト先から損害賠償を請求された！」「辞めたいのに辞めさせてくれない！」「シフトに勝手に入れられる！」などの事例です。この事例をグループに別れて検討してもらい、ディスカッションし、解説しました。

ワークルール授業の難しさは、ルールを知るだけでなく、そのルールの使い方を身に付けてもらうことです。そこが上手く伝わっているのかは分かりません。けれど、実際に授業をして、生徒から「良く分かった！」「面白かった！」と言ってもらえると、お世辞でも嬉しいものです。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦勞すること

事件活動以外の活動に力を入れれば入れるほど、事務所を不在にすることが多くなりますし、事件活動に割く時間も減ることになります。最も大事な生活時間も減ってしまいます。私自身の課題です。ただ、これまで述べたような事件活動以外の活動も弁護士に求められている仕事だと思いますし、私がやりたかったことです。もちろん、弁護士として、一つ一つの事件活動が最も大事ですが、事件活動以外の活動も、日々の事件活動と大きく関係していると思っています。事件活動に全力を注ぐからこそ、それ以外の諸活動の糧になると信じています。そうは言っても、事件活動が忙しく、また、自分の生活で優先しなければいけないことがあると、事件活動以外の活動に参加できないときもあります。私はそれで良いと思っています。あまり無理すると、やりたかった活動が楽しくなくなってしまいます。それではもったいない。また参加できるようになれば、そのとき参加すれば良いと自分に言い聞かせています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

私自身、毎日が試行錯誤です。ただ、様々な活動を楽しみながらできています。特に労働事件を中心にする弁護士は、様々な立法課題の検討、提言やワークルール授業等の諸活動に参加するからこそ、日々の事件活動にも大きな意味を見出すことができるのだと思います。

逆に事件活動からそれ以外の諸活動へのヒントを得ることも多くあります。両者は車の両輪のように感じます。偉そうなことは言えないのですが、それを感じたとき、とても弁護士の仕事にやりがいを感じます。労働分野で皆さんと一緒に活動できることを楽しみにしています。



## 高山由起

Takayama Yuki

東京弁護士会  
新65期  
アシュリオンジャパン・  
ホールディングス  
合同会社

## できる範囲で、できる時に、できる活動を！

2009年3月 法政大学法科大学院修了  
2011年9月 司法試験合格  
2012年12月 司法修習終了  
2012年12月 五反田法律事務所勤務  
2015年3月 アシュリオンジャパン・ホールディングス合同会社勤務

### WORKS

#### 01 | 私の活動

弁護士登録後2年半近く法律事務所勤務し、外国人の権利に関する委員会、国選弁護といった活動に積極的に参加する一方で、障がいを持つ方の権利擁護に関する国際シンポジウムの翻訳・通訳業務にも挑戦していました。委員会活動は、日本における入国管理制度など、専門的な分野の知識を深め、既存の制度を改善するための活動に参加したり、専門的な法律相談を担当したり、とても有意義な経験でした。

2015年に企業内弁護士として働き始めると、時間的な制約から、委員会活動や国選弁護に携わることは難しくなりましたが、シンポジウムの翻訳・通訳のような短期集中型の業務であればなんとかこなすことができるので、これまで毎年続けてきました。入社して間もない2015年には、1週間の有給休暇をもらい、日弁連の英国における意思決定支援制度視察の通訳・翻訳業務に挑戦させてもらいました。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

権利擁護の国際シンポジウムに関わるようになったきっかけは、大学院で履修した授業に遡ります。大学院では、希望する分野で少人数の実践的な授業を受けることができるクリニックという科目が用意されていました。司法試験の科目ではありませんが、実際に弁護士が日々どのように活動しているのかを間近に見ることができる、とても貴重な授業でした。

私が選択した分野は「権利擁護」という分野で、授業では、社会がどうすれば障がいを持つ方が自らの権利を

きちんと実現することができるようになるのかを実例を用いて考えました。

権利擁護の国際シンポジウムの翻訳・通訳の仕事は、このクリニックを担当してくださった先生から声をかけていただいて始めた仕事でした。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

権利擁護の国際シンポジウムの翻訳・通訳の仕事は、とても難しい仕事ではありますが、大学院にいたときから興味のある分野だったこともあり、また、弁護士登録する以前は、主に翻訳や通訳、英語講師などの職にいましたので、その時代に培った語学力や技術と、法律の知識を組み合わせることで挑戦できる仕事にとってもやりがいを感じています。

国際シンポジウムとはいっても、みなさんほぼボランティアで企画し作り上げていくイベントですので、毎回資料が出来上がるのは直前で、事前準備は困難を極めます。各国の講演者から送られてくる大量の資料を短時間で解読し、各国の法律の違い、用語の違いなどを学び、理解して資料を翻訳し、本番の同時通訳に備える作業は、1週間ほど続く不眠不休の戦いです。それに加えて、当日に発生する数々のハプニングと混乱に冷静に対応する余裕と度胸を求められるので、心身ともに本当に鍛えられます。毎回、シンポジウムが終わると放心状態ですが、共に戦った通訳仲間たちとは盛大に互いの労をねぎらいます。



### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

私が勤務する会社は、社外における活動にもとても理解があり、私の上司も私がこれらの活動に参加することを応援してくれていますので、とても恵まれた環境にいます。もちろん、困ることもあります。限られた有給休暇を使って活動するため、体調不良などで有給休暇を使ってしまうと、活動に参加するための有給休暇が無くなってしまふという事態も時に発生します。また、たまたまシンポジウムの開催期間と勤務先の繁忙期が重なると、体力的にも精神的にも本当に苦しい状況に陥ります。

時間の制約や他の業務との折り合いのつけ方といった悩みは、どんな仕事をしていても、全ての弁護士が経験することだと思いますので、長続きさせるためにも、あまり無理しすぎず、できる範囲で、できる時に、できる事をやればいい、と自分の中では整理しています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

みなさんそれぞれ、勤務場所、勤務形態、勤務条件といった職場環境によって、できること、できないことが分かれてくると思います。そういった中で、工夫して時間を見つけて普段の業務とは少し違った活動をしてみることは、いつもとは違う視点で社会を見ることができたり、たくさんの人と出会うことができたり、自分を見つめ直すことができたり、新しい知識が身に付いたりしてとても勉強になりますし、思いがけないところでその知識や経験が役に立ちます。また、自分の専門性を生かした活動が、自分のためだけでなく、社会のためになる活動であれば、人に喜んでもらえる素晴らしい経験をすることができると思います。できる範囲で、できる時に、是非いろいろなことに挑戦してみてください。





瀧上 明  
Takiue Akira

岩手弁護士会  
58期  
弁護士法人空と海  
そらうみ法律事務所  
陸前高田事務所

## 弁護士活動の原点 困っている人のために役立つ

2000年3月 大阪大学法学部修了  
2003年11月 司法試験合格  
2005年10月 司法修習終了  
2005年10月 弁護士法人あさひ法律事務所勤務  
2006年10月 釜石ひまわり基金法律事務所所長  
2011年4月 弁護士法人東京パブリック法律事務所勤務  
2011年7月 震災復興をめざす岩手はまゆり法律事務所所長  
2014年9月 弁護士法人東京パブリック法律事務所勤務  
2016年10月 弁護士法人空と海そらうみ法律事務所陸前高田事務所所長

### WORKS

#### 01 私の活動

私は被災地の災害復興支援活動に力を入れています。東日本大震災の被災地は、その大部分がいわゆる司法過疎地です。特に岩手県沿岸はその傾向が強く、現在活動している陸前高田市では、私一人しか弁護士がいません。そのため、この地域の法的な復興支援活動は、私がやらなければ誰がやるかといった状態になっています。

さて、現在最も時間を割いているのは、仮設住宅・災害公営住宅の巡回相談活動です。これは、岩手弁護士会や地元NPOに協力していただきながら、1年かけて市内の仮設住宅・災害公営住宅を全て訪問するというものです。ちなみに、私が岩手はまゆり法律事務所で活動していたころは、釜石市・大槌町で同様の巡回相談活動をしていました。

その他にも、自治体・社会福祉協議会・被災企業・NPO等の支援活動や、各種組織や団体が主催する相談会への参加などもあります。変わったところでは、東京の弁護士と連携して法改正運動をすることもあります。やはり、被災地の現場の情報は立法事実の裏付けとして重要です。

### TRIGGER

#### 02 活動に取り組むようになったきっかけ

きっかけは、私が東日本大震災直前まで釜石ひまわり基金法律事務所の所長をしていたことです。

東日本大震災が発災したのは、私が釜石から東京に移住した、わずか20日後でした。発災当初はテレビ映像やネット、電話などでしか被災地の様子を知ることが出来ませんでした。16年前に自ら体験した阪神淡路大

震災を超える大災害が発生したこと、さらには、被災地の復興のために法律家の力が必要となることが容易に想像できました。

ここで行動しなければ弁護士になった意味が無いとさえ感じ、入所したばかりの東京パブリック法律事務所へ退所の許可をいただき、被災地に戻り自ら事務所を立ち上げて復興支援活動に携わることを決意したのです。こうして、発災4ヶ月後の7月11日に立ち上げたのが、岩手はまゆり法律事務所です。

### CHALLENGE

#### 03 やりがい

災害復興支援活動に取り組むことの最大のやりがいは、困っている人のために役立つという実感を、とてもストレートに得ることが出来る点にあります。こうした弁護士活動の原点ともいえる思いを実現できる場で働くことには、他では得難い充実感があります。

次に、印象に残ることといえば、やはり、被災された方々と直に接して得たものになります。やり場のない怒りや、喪失感、不安感、不公平感、焦燥感、諦めといった、どうにもならない感情に接して、弁護士として何を感じ、どういう行動をするか。例えば、高台移転が遅々として進まない地域状況の中で、「仮設住宅で死にたくない」と言葉を絞り出す高齢の方に対して、自分は何が出来るのか。弁護士として、さらには人として、試されているように感じます。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 時間の取り方・活動する中で苦勞すること

被災地で活動すると、無償ないしほぼ無償の仕事の割合が多くなります。岩手はまゆり法律事務所で勤務していた発災直後の時期ですと、稼働時間の3分の2近くが巡回相談のような、ほぼ無償の活動に使われていたと記憶しています。

したがって、どうしても、事務所経営を成り立たせることが難しくなり、岩手はまゆり法律事務所は閉鎖することになりました。その後、東京パブリック法律事務所に戻り、態勢を立て直した後、陸前高田に支所を置く弁護士法人の一員として、再び岩手に戻りました。

現在の弁護士法人の支所という形式は、こうした経営上の負担を分散する意味もあります。ただ、自分の本来的業務とは別に弁護士法人の運営に伴う業務が発生するため、それはそれで大変ではあります。

### MESSAGE

#### 05 若手会員へのメッセージ

東日本大震災以後でも、全国各地で大災害が発生して

います。災害救助法の適用がなされた地域数は、平成27年度は延べ5県28市町、平成28年度は延べ5県82市町村です。今や、災害復興支援活動は、弁護士の基本的な活動の一つになりつつあると思います。

いきなり被災地に拠点を移して活動することは難しいですが、大災害が発生した地域の弁護士会では、その直後から、被災者専用の法律相談や電話相談を行っていることがほとんどです。また、弁護士会の垣根を越えて、被災地以外の地域の弁護士会からも出張法律相談として定期的に弁護士を派遣しているケースもあるようです。研修などの要件が必要な場合があるかもしれませんが、情報収集し積極的に参加してみてください。

復興支援活動においては、現場が重要です。弁護士はともすると観念的な法律論を振りかざしがちですが、それだけで終わらず、被災地の現場からどのように法を活かせるか、法は被災者の方々に何が出来るかを考えることは、他の事件活動にあたっては生きてきます。

東日本大震災から数年が経過して復興支援活動に関心を持つ若手会員が減少しているようですが、弁護士としてのどこかの時期に、少しでもいいので何らかの復興支援活動に携わってみてください。後日、きっと役に立ちます。





堀川直資  
Horikawa Naomoto

第一東京弁護士会  
新63期  
九段法律事務所

## 消費者問題の「プロフェッション」を目指して

2009年3月 駒澤大学法科大学院修了  
2009年9月 司法試験合格  
2010年12月 司法修習終了  
2011年4月 九段法律事務所勤務  
2011年6月 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会事務局勤務

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私は、いわゆる町弁です。依頼があればどのような分野の事件であっても全力で取り組んでいます。幅広く取り扱う分野のうち、私が特に力を入れているのが消費者問題です。第一東京弁護士会、関東弁護士会連合会、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会にそれぞれ所属しています。また、地方自治体の消費生活センターを通じて、消費者からの消費生活に関する相談の受付を行ったり、危害情報の収集、情報提供や事業者に対する改善要請を行ったり、消費者問題について幅広く取り組んでいる独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」といいます。）に、非常勤職員として勤務しています。

第一東京弁護士会の消費者問題対策委員会では、個別の消費者事件の事例検討や消費者被害防止のための地域における連携問題、特定商取引法の解説本の執筆などに取り組んでいます。関東弁護士会連合会の消費者問題対策委員会は、弁護士会よりもやや広い範囲での活動となり、各弁護士会の活動状況の共有や法改正等の際の意見書の起案、提出を行っています。最後に、日本弁護士連合会の消費者問題対策委員会では、さらに広い範囲での取り組みを行っており、全国各地における消費者被害防止のためのネットワーク作りやシンポジウムの企画、開催を行っています。

次に、国センにおける活動ですが、国センは、裁判よりも簡易、迅速、安価に紛争を解決する手段であるADR（裁判外紛争解決手続）を実施しており、当該手続を行う事務局（紛争解決委員会事務局）に勤務しています。具体的な業務としては、ADRに申請された個別の事案を紛争解決に繋げるために、消費者の主張から法的な問題点を抽出し、それを、当事者間の仲介を行う仲介委員と共有し、また、ADR期日へ立ち会って、議事録の作成を行い、和解が成立するのであれば、その場で和解書の作成も行っています。

ば、その場で和解書の作成も行っています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

2011年5月頃、国センが非常勤職員の募集をしていることを私の事務所で消費者問題に取り組んでいた弁護士から聞き、応募しました。無事、採用となり、これが、私が消費者問題に取り組むようになったきっかけでした。

しかし、弁護士登録から3カ月も経たないうちに勤務し始めたため、最初のうちは、消費者問題の何たるかが全く分かりませんでした。今だからこそ言えることですが、当時は、消費者契約法や特定商取引法など、消費者問題を専門とする弁護士であれば当然知っているべき消費者関連の法律をほとんど知りませんでした。国センは消費者問題を専門に扱う機関です。そこに勤務する職員さんや消費生活相談員さんは当然、消費者関連の法律を熟知した人ばかりです。勤務当初は頭を下げて教えてもらうこともありましたが、これが私の心に火をつけました。消費者六法と顔をつきあわせ、消費者関連の法律書も多く読みました。また、当時の国センの理事長であった先輩弁護士からは消費者問題についてのいろはを教えてくださいました。その甲斐あって、現在では、周りの皆さんから気軽に質問をいただくようになり、また、国センが行っている、消費生活相談員さん向けの研修の講師も担当させていただいており、周囲から頼りにされる存在として日々業務に当たっています。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

国センのADRは、日本で唯一の消費者問題専門のADRです。そうした非常に専門性の高い機関の事務局に身を置け

るといふ感謝と誇りを感じながら日々の業務に当たっています。一方で、それに見合うレベルにならなくてはという緊張感や自己研鑽の意識も醸成されます。また、普段の弁護士業務で出会わないような様々な消費者事件に触れることができ、非常に多くの経験を積むことができるのが国センADRのやりがいです。

ADRの期日に立ち会うと、消費者の方はご自身の問題が解決できるのか、どういった解決ができるのかと非常に不安そうなお顔をされています。被害回復を図ることが難しい分野でもありますので、和解が不調となることもあります。そうした中で、無事解決に至り、不安そうだったお顔に笑顔が見られると消費者問題をやっていて良かったなと思います。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

国センの業務は月13日と決められています。それ以外の時間を使って事務所の事件や個人受任した事件を処理しています。国センに朝から勤務し、夕方以降、事務所で業務を行うという日がほとんどで、帰りは終電、土日は事務所仕事ということは日常茶飯事です。

こうした日々の業務で一番大変なことは、やはりスケジュールの組み方です。裁判所が開いている時間の多くは国センに勤務する時間と重なりますので、裁判の期日調整や依頼者との面談の調整については非常に気を遣います。仕事終わりの遅い時間の面談の方がよいという方もいますが、多くの方は遅い時間に弁護士事務所に行くのは気が引けてしまいます。かといって、日中に面談の予定を入れてしまうと、今度は裁判の期日が入りません。こうしたジレンマの中で毎日業務を行っています。



### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

若手会員の皆さんは、まだご自身がどのような分野に興味があるのか、どのような分野が向いているのか、どのような分野があるのかさえ分かっていない方も多いと思います。新しいことに挑戦するのは非常に勇気がいることです。なかなか一歩を踏み出せないこともあるかもしれませんが、まず思い切ってやってみることが非常に重要だと思います。

修習生時代の私は、弁護士になった際にこれほど消費者問題に真剣に向き合うことになるとは全く思っていませんでした。国センに勤務することとなったことが私の弁護士人生の転機だったと思います。あのとき、消費者問題はやったことがないから止めておこうと思っていたら全く違った弁護士人生になっていたと思います。

思い切ってやってみた結果、ご自身に合わないこともあるかもしれませんが、まだまだ長い弁護士人生、いくらでもやり直しはききます。皆さんが一生をかけてやりたいと思える分野に出会うには、まず一歩を踏み出すことが何よりも重要だと思います。そうして踏み出した皆さんを先輩弁護士達はきっと歓迎してくれることでしょう。頑張ってください。





## 山本 衛

Yamamoto Mamoru

東京弁護士会  
新 64 期  
東京ディフェンダー  
法律事務所

## みなさん、一緒に刑事事件をやりたい！

2010年3月 一橋大学法科大学院修了  
2010年9月 司法試験合格  
2011年12月 司法修習終了  
2012年1月 東京ディフェンダー法律事務所勤務

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私の所属する東京ディフェンダー法律事務所は、刑事事件を専門に扱う事務所です。民事事件もありますが刑事事件の割合はかなり多く、刑事事件の半数以上くらいが否認事件だと思います。入所以来、国選・私選を問わず、数百円の万引き事件から、殺人などの重大事件まで、数々の刑事事件を担当してきました。裁判員裁判も15件程度扱いました。

私は弁護士登録6年目です。所属弁護士会で法廷弁護技術など刑事弁護研修の講師を担当しています。また、当事務所でも新人向けに刑事弁護研修を行っており、その講師も担当しています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

「弁護士はHired Gun（雇われたガンマン）である」——これは、法科大学院の恩師の教えです。法科大学院で刑事法を学ぶまでは自分の進路をあまり真剣に考えていませんでした。

けれども、刑事法ゼミのクリニックで、実際に動いている刑事事件に関わる機会があり、裁判所への提出書類の検討にも加わらせてもらいました。刑事法ゼミを通じて、刑事弁護に熱心に取り組んでいらっしゃる弁護士の姿を見て「刑事弁護人がかっこいい！」と憧れました。その時、刑事弁護人という自分の進路が決まりました。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

何といっても、民事事件では味わえない裁判ができることです。刑事事件（特に裁判員裁判事件）では、法廷での弁護活動で全てが決まると言っても過言ではありません。毎回の法廷が本番であり、裁判員へのプレゼンテーションをどうするかなど、公判に備えた準備も気を抜けません。民事事件の書面中心で進められる裁判とは全く異なり、公判の緊張感、そして「今、まさに裁判をやっているのだ！」という感覚は、自分が弁護士にしかできない仕事をしているんだと強く感じます。

そして、自分の公判活動が認められて結果につながった時の喜びは何ものにも代えられません。今まで4件の無罪判決を勝ち取れました。

まずは、女兒に対する強制わいせつ事件で、被害女兒の供述の信用性が争点でした。反対尋問でそこを崩せたことが無罪の決め手でした。これは、弁護士になって1年目の時に、修習同期と初めて担当した刑事事件でした。

次に、殺人事件で責任能力を争い、無罪となりました。最近では、電車内での痴漢事件で、被害者と加害者の身長差などから触るのが無理であることを法廷内で実験するなどして明らかにし、無罪となりました。裁判官も檯上から下りてきて真剣に実験の様子を見ていました。

無罪判決を得て、依頼人と喜びを分かち合えることは、弁護士として最大のやりがいであり、これほど嬉しいことはありません。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

刑事事件が私の主要業務であり、労力の8割方は刑事事件に費やしています。「民事もやるんですか？」とよく聞かれますが、民事事件もやっています。事件数で言えば、刑事事件と同程度です。民事事件でも、尋問技術など刑事事件の経験が生きるなどと思うことが多々あります。

日々の業務に決まったスケジュールはなく、事務所にいないことも多いです。刑事事件関係では、法廷に立ったり警察署や拘置所に接見に行くのはもちろん、事件の現場に調査に行ったり、事件の解明に必要な専門家とところに意見を伺いに行ったりすることにも時間を使っています。接見が夜間になってしまったり、突然の逮捕への対応など急な動きを求められたりすることもある分野ですが、そうした場面こそ気合が入るものです。私生活ともバランスを取りながら、臨機応変にスケジュールを管理しています。決まった時間や命令で動くのではなく、自分で考え、限られた時間を使ってやるべきことをきちんとやるという心がけで日々の業務を行っています。(僕のように)自由が大好きなタイプの人には合っている仕事だと思いますね。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

刑事事件は面倒臭い、難しそうだ、プレッシャーだと感じている方も多いかもしれませんが、そんなことはありません。最初こそ、自分の刑事弁護活動は十分なのかと悩むこともありましたが、依頼人との関わり方に悩んだこともありましたが、でも、慣れてしまえば大丈夫です。そして何よりも、仲間がいます。刑事弁護に携わる弁護士のネットワークは強いです。刑事弁護のやりがいや魅力に取りつかれてやまない仲間が、全国各地にいます。

例えば、「刑事弁護フォーラム」は、2005年から全国の刑事弁護人有志で運営しており、2017年現在では約4000人の弁護士が登録しています。このメーリングリストに加入していただくと、先輩弁護士に様々な質問をすることができ、懇切丁寧に教えてくれます。毎月、新人弁護士向けに、若手ゼミ（参加無料）もやっていますので興味のある方は参加してみたいかでしょうか。

あなたがひとたび刑事弁護に取り組んだ時、すでにあなたはもう私たちの仲間です。このやりがいのある刑事弁護を、ぜひ私たちと一緒に担っていきましょう。





## 中川 亜美

Nakagawa Ami

愛知県弁護士会  
68期  
弁護士法人  
名古屋法律事務所

## 私のライフワーク それは再審事件！

2014年3月 名古屋大学法科大学院修了  
2014年9月 司法試験合格  
2015年12月 司法修習終了  
2015年12月 弁護士法人名古屋法律事務所勤務



### WORKS

#### 01 | 私の活動

1961年3月に、三重県名張市で発生した名張毒ぶどう酒事件の弁護団として活動しています。本件は、第1審で無罪判決の後、第2審で逆転有罪死刑判決となった事件です。これまで、数々の再審請求を行い、一度は再審開始決定が出たものの、即時抗告をされ、再審開始の途が閉ざされてきました。

そして、半世紀以上の闘いの末、2015年10月に奥西勝さんは亡くなりました。しかし、翌月に妹の岡さんが奥西勝さんの遺志を継ぎ、第10次再審請求を申し立てました。2017年12月8日に名古屋高等裁判所刑事1部は、一度も三者協議を行わずに再審請求棄却という不当決定を行いました。それに対し、弁護団は、同月11日に異議申立てをし、現在に至ります。

弁護団は、月に1回弁護団会議を開催し、新証拠の取得や、新証拠を踏まえた意見書の作成、進行についての議論を行っています。再審事件は、複数の争点を抱えていることが多く担当毎に分かれて活動することが多いのですが、名張事件でも同様に、担当班に分けて活動し、月に1回の弁護団会議で報告して共有しています。ほかにも、数年に1度、現地調査に赴き、自分の足で歩いて新たな発見がないか模索するとともに、この事件の不自然さを再確認しています。

さて、第10次請求審では、①封緘紙（ぶどう酒瓶の瓶口を王冠で封印する際に使う紙）の糊の問題、②ぶどう酒に混入された毒物の問題、③自白という3つの問題が主な争点になっており、私は①（以下「糊班」といいます。）を担当しています。

糊班では、2016年1月に証拠物の閲覧等として、封緘紙の裏面に付着する物質の測定を材料科学の専門家と共にしました。測定した結果をもとに、同専門家

鑑定を依頼し、付着物質の鑑定をしていただくとともに、鑑定書の内容を裁判所に理解してもらえるように、糊班自身が同専門家のもとに通って、鑑定書の内容についてのレクチャーを受けたりしました。その鑑定書及びレクチャーを踏まえて意見書を作成するのが、糊班の役割でした。

そして、新証拠や意見書の提出を終えると、裁判所に対し、新証拠に関する事実調べや三者協議の実施を求めるなど、少しでも審理が進むように裁判所を促しています。

また、本件は、全国に多数の支援者がいます。弁護団員として、支援者に対する報告集会や学習会、支援者主催の現地調査や街頭宣伝に参加して近況報告をしたりして、本件を過去の事件にさせない、忘れさせない、そして有耶無耶にさせない努力もしております。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

大学3年生のゼミ合宿で、この事件の現地調査に行き、逆転死刑とした第2審の判決に不自然さや違和感を覚え、どうにかしなければ今後も同じようなことが起こるかもしれないと思い、弁護士という職業を選択しました。

その後、司法修習生になり、弁護修習の際には、名古屋で行われていた弁護団会議へ参加しました。その時は、まだ奥西勝さんがご存命でしたが、体調が危ぶまれたので、早期に再審開始決定を勝ち取るために活発に議論されていました。

奥西勝さんが亡くなられ、第10次再審請求の申立てがなされた後、弁護士登録した私は、弁護団に加入しました。当初は、自分の役割を見つけられず、先輩弁護団員について回っていましたが、当請求審の目玉論点になる糊（封緘紙）鑑定に関わりたいたいと思い、専門家への聴

き取りや鑑定依頼等に参加するようになりました。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

2016年1月に名古屋高裁において証拠物の閲覧等として、事件当時の封緘紙の裏面の付着物を分析したことになり、専門家へ依頼した鑑定が進められていくにつれて、弁護団の予想が次々に的中し始めました。

事件から半世紀以上経った今、科学技術の進歩によって、非破壊の方法で封緘紙を分析できるようになり、新たな事実（封緘紙の裏面に製造時に使用される糊以外の物質が検出されたこと）が判明したのです。そしてこの事実は、二度開栓という奥西勝さんの自白調書に全く出てこない事実であり、犯行方法、犯行日時・場所に重大な影響を及ぼす事実となります。そのような重大な事実の発見に関与でき、とてもやりがいを感じています。

また、本件は、多数の支援者の方に支えられています。本件が闇に葬られないように活動されている支援者の方からの声援も、非常に励みになります。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

県外への出張や、月1回の弁護団会議のほか、チーム会議があるなど、時間は必要となります。他方で、通常の業務もありますので、準備書面の提出期限と弁護団活動の日程が重なることもあります。そういう場合には、弁護団活動の流れを予想して計画的に通常業務を進めておくしかないと思います。

私は、「弁護団活動をしているから休みがない」というような、弁護団活動を負担に思いたくはありません。少しの工夫で省時間は可能だと思っており、現在も、その工夫を模索しているところです。

他方で、事務所の理解も不可欠です。私は、先述のと

おり、弁護士を目指したきっかけが名張事件でしたので、就職活動の際に、「名張事件をやりたい」と明言していました。幸いにして、当事務所には、名張事件に問題意識を有している弁護士がおり、入所当初から事務所ぐるみで弁護団活動を応援していただいています。それでも、事務所の構成員である以上、通常業務に影響がでないように日々努力しております。

### CHALLENGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

再審事件は、思っている以上に裁判所が高い壁となつて立ち上がり難いです。だからこそ綿密に、執念深く挑むことが必要となります。

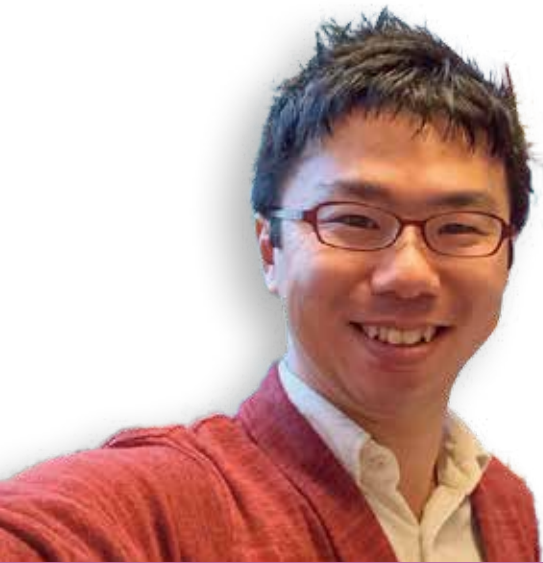
他方で、長年闘い続けている弁護団は、若手のブレークスルーを期待しています。自分の気づきやひらめきが再審への道を切り開く可能性を秘めているのです。

また、弁護団活動で得たスキルは、必ず通常業務でも生きてきます。例えば、書面の構成や証拠の探し方や活かし方など、通常事件だけでは思いつかないようなことが長年の経験をもとに弁護団では「普通」に行われています。ベテラン弁護士から若手弁護士まで様々な先輩弁護士から、通常業務でのエピソードを聞くこともでき、人脈も広がります。このように、弁護団だからこそ身につけられるスキルもあると思います。決して弁護団活動が通常業務の支障とはなりません。

また、日弁連で再審支援決定がなされた事件は、日弁連から様々なサポートを受けながら活動ができます。

少しでも再審事件に興味関心があれば、首を突っ込んでみてください。時間のやりくりが難しくなったら、そこで考えても遅くはありません。再審弁護団は、いつでも新入団員をお待ちしております。あなたも参加してみませんか。





## 水島俊彦

Mizushima Toshihiko

埼玉弁護士会  
新61期  
法テラス埼玉法律事務所

## 被後見人の笑顔を見よう

2007年3月 京都産業大学法科大学院修了  
 2007年9月 司法試験合格  
 2008年12月 司法修習終了  
 2009年1月 北浜法律事務所・外国法共同事業法律事務所にて勤務  
 2010年1月 法テラス佐渡法律事務所赴任  
 2013年11月 法テラス東京法律事務所赴任  
 2014年7月 英国エセックス大学ヒューマンライツセンター客員研究員  
 (日本弁護士連合会ロースクール推薦留学：2015年7月帰国)  
 2015年11月 法テラス八戸法律事務所赴任  
 2018年3月 法テラス埼玉法律事務所赴任



### WORKS

#### 01 | 私の活動

2010年1月、法テラス佐渡法律事務所(新潟県・佐渡市役所庁舎内)に赴任してから、業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、なり手拡充のための活動に取り組みました。具体的には、市町村の障害福祉課や高齢者を支援する地域包括支援センター(社会福祉協議会)などの関係機関と共にプロジェクトチームを立ち上げ、成年後見についての実態把握アンケートを実施したり、法人として第三者後見人の就任が可能な成年後見センターを設立したりしました。また、第三者後見人の報酬助成に関する成年後見制度利用支援事業の拡充を求める活動や、新たな受け皿として期待される市民後見人の養成といった活動も行ってきました。

その後、成年後見に関する実務の研究を深めるため、2014年7月から1年間、英国に留学して「成年後見制度と意思決定支援」に関する研究に従事しました。帰国して、2015年11月に法テラス八戸法律事務所(青森県)に赴任してからは、生活困窮者支援を中心に関係機関と個別ケース会議等を日常的に行うとともに、青森県内における成年後見実態把握調査等を実施しました。他方で、大学の研究協力員として、障害者権利条約や英国の意思決定能力法を踏まえた日本型意思決定支援モデルの開発、司法ソーシャルワークの持続的発展可能性についての研究も行っています。加えて、日弁連高齢者・障害者権利支援センター運営委員(成年後見意思決定支援部会(第三部会)の部会長)として、意思決定支援全国推進キャラバンの実施、意思決定支援を重視した成年後見実務のあり方・仕組みづくりをはじめ、障害者権利条約の政府報告書に対するパラレルレポート作成にも携わっています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

法テラス佐渡法律事務所に赴任していた約3年半、佐渡市内における「後見過疎問題」(関係機関が成年後見申立てにつないだとしても、なり手となり得る親族、専門職の受け皿がほとんどない状態)に直面したのがきっかけでした。

なり手を増やす活動を行う一方で、成年後見人や支援者が、本当に本人の意思を最大限尊重して任務を遂行できているか、という点について疑問に思うことがありました。そこで、障害者や高齢者本人による意思決定の機会が可能な限り確保され、かつ、代理代行決定時においても本人の希望や価値観が最大限尊重されるという「意思決定支援制度」が進んでいる英国に1年間留学し(途中、約1ヶ月オーストラリアにも滞在し)、その制度と実務を学ぶことにしました。私たち弁護士は、つい「よかれと思って」相談者や依頼者に説得的、指導的な態度を取りがちなところがありますが、意思決定支援、本人中心の考え方からすれば、本人が本当に望んでいることが何か、どのような価値観、人生観をもっているのかを探求していくことも必要かと思えます。調停や訴訟において経済的利益をとことん追及していくことが、必ずしも本人が望んでいることとは限らない可能性もあります。最終的な本人の満足度は、弁護士や周りによって決められた、あるいは説得されて決めた結論ではなく、本人が自ら納得して決めた結論だという実感があってこそ得られるものではないかと思えます。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

最近印象に残っていることは、脳梗塞を発症し、失語症になった成年被後見人に対する意思決定支援会議を、本人及び本人を支援する関係者と共に行ったことです。

これまでは、本人の生活困窮状態をなんとか解消する、債務整理をする、関係機関と連携して本人が医療、福祉サービスを受けられるようにする、という問題解決型会議で終えることが多かったのですが、意思決定支援会議では、本人の今後の住まい、ライフスタイルについて、言葉のない本人の思いをどのように汲み取るかをテーマに、話を聞くための環境づくりや体験を中心とする情報提供、コミュニケーションの工夫(絵カードや写真、顔きや手の合図だけで答えられる質問等)についてそれぞれのアイデアを出し合いながら、それぞれの職務領域で可能な限りの意思決定支援を本人に対して行うことになりました。本人にも、「私たちもできる限りあなたが本当に思っていることを理解出来るように努力するから、あなたもできる限り伝えるように努力してみて」と伝えたところ、本人が言葉のリハビリを始めるようになり、先日、数字のカウントをして見せてくれたり、表情や指の動きで意図を示してくれるようになりました。会議を続けていくにつれて、次第に本人の冗談好きな一面も垣間見ることができるようになりました。

このように本人と本人を取り巻く関係者がいつも笑顔になれるような会議を、これからも継続できたらいいな、と素直に感じました。同時に、診断書に基づいて本人は成年後見相当とされたのですが、お互いに努力すれば、本当は自分で意思決定をすることができるのではないか、これまで携わってきた「成年被後見人」に対して十分な意思決定支援を尽くすことなく、周りや後見人としての客観的判断を優先してきてしまったのではないかと、自戒するきっかけにもなりました。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

さまざまな立場で同時並行的に仕事をしていくことになるので、所属している組織や関係者の理解が必要かと思われます。また、赴任した地域についても、都市部、中堅都市、過

疎地それぞれで求められる役割、内容が異なりますので、地域の実情に合わせた活動を意識しつつも、柔軟に対応していく必要があるのではないかと感じています。

時間管理は得意な方ではありませんが、なるべく移動中も効率的に仕事出来るように、クラウドサービスやグループウェア、スカイプ等を活用して、事務局と常に連絡が取り合えるようにしています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

弁護士になった当初から成年後見に関するプロジェクトチームを立ち上げたり、英国に留学しようと考えていたわけではありません。たまたま司法過疎地である佐渡島に行くことになり、弁護士2年目から成年後見人等として多くの経験ができたこと、専門職・支援者との顔の見える関係が築けたことがきっかけだと思います。いつかは海外に行ってみたいという漠然とした思いはありましたが、佐渡での経験がなければ、その思いを具体化することもなかったと感じています。

2016年度の成年後見申立て件数は34,249件、そのうち弁護士が後見人に就任したのは8,048件です。成年後見事件は、もはや我々弁護士の日常的な業務になりつつあると言えます。私の場合は、成年後見人のなり手が少ない佐渡に赴任したことが、よりよい成年後見制度としていくための活動のきっかけとなりましたが、各地には各地の実情に応じた問題点や悩みがあると思います。まずは、扱うことになった個別の成年後見事件を大事にしていきたいと思っています。その1ケースが2ケース、3ケースとなり、そこから地域課題が見えてくることも多々あります。

そして、一人で何でも抱えようとしないことも大事です。自分ができる領域を意識しながら、関係機関と役割分担することで、自然と連携も強化されていき、よりよい成年後見制度になっていくと思います。





中村 恵  
Nakamura Megumi

東京弁護士会  
新 64 期  
目黒総合法律事務所

## 途上国にも「法の支配」を

2009年3月 東京大学法科大学院修了  
2010年9月 司法試験合格  
2011年12月 司法修習終了  
2011年12月 弁護士法人リーガルエイド法律事務所勤務  
2013年4月 目黒総合法律事務所勤務  
2017年4月 慶應義塾大学法科大学院（LLM）入学

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私は、現在、日弁連の国際交流委員会の活動として、国際司法支援の業務に携わっています。委員会内には、ベトナム、ラオス、モンゴル、カンボジア等、支援対象国ごとに、いくつかのプロジェクトチーム（PT）があり、各PTでは、対象国の法曹人材の育成や、弁護士アクセスの向上などを目標として活動を行っています。

私がとりわけ積極的に関わっているラオスPTでは、プロジェクトの一つとして、ラオスの司法研修所の弁護教官に対する支援を継続的にを行っています。ラオスでは、2015年1月から新しく司法修習制度が始まりましたが、司法研修所からの指導が必ずしも十分でないことや、教官となった弁護士に指導経験がないこと等から、当初、カリキュラムや教材などの策定が不十分な状況でした。そこで、カリキュラムや運営の改善につなげるための活動を行っています。具体的には、2014年度や2016年度プロジェクトでは、ラオスの司法研修所の弁護教官を日本へ1週間程度招聘した上で、日本の司法研修所の元教官の方や、司法修習委員の方等を講師として招き、日本の司法修習制度の概要や運営方法についての知見をラオス側に伝えてもらったり、実際に司法研修所を見学してもらったりして、研修を開催しました。日本での研修を行う準備として、ラオスPTでは、ラオス弁護士会側の要望を確認しながら、どのような研修内容とするか、また誰を講師として呼ぶかを決め、講師の方や研修受け入れ先との調整、研修中の通訳の手配や、配布資料の翻訳の手配等を行っていました。また、2017年度プロジェクトでは、ラオスの司法修習における問題点として、全体として統一的なカリキュラムとなっておらず、内容の重複等が見られる点が指摘され

ていたことから、現地でラオスの弁護教官を集めてワークショップ等を開催する等して、各弁護教官からそれぞれが担当する授業についての概要を記載したシラバスを提出してもらい、どのようなカリキュラムの修正をすべきかについて、ラオス弁護士会との協議を続けています。このような支援については、ラオス弁護士会からの評価も高く、ラオスの弁護修習の改善につながっていると実感しています。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

私は、高校生の頃から、国際協力の分野に興味がありました。そのうち国際司法支援の分野については、社会の認知度はそれほど高くなく、私自身が知ったのも、法律を学び始めた大学生の頃でした。活動を知って、社会秩序が不安定な面を持つ途上国において、法の果たす役割がとりわけ大きく、活動の重要な意義を感じました。

弁護士登録後、日弁連の国際交流委員会やJICAが主催する国際司法支援に関するセミナー等に参加するうちに、国際司法支援に関わる人たちとのつながりができ、現在の活動に参加するようになりました。

参加し始めてまもなく、セミナー開催のため、ラオスに渡航する機会をいただき、実際に現地の活動に触れてイメージを持てたことは、その後の活動を続ける上で良い経験になりました。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

国際司法支援活動に従事する中で、特に印象深いのは、具体的な支援の内容はもとより、支援対象国の法曹との

交流です。

ラオスは、実働の弁護士の数が100人に満たないとも言われていますが、支援活動を通じて、ラオス弁護士会の会長や執行部の方を含め多くの方と、長年に渡り、良好な関係を築いてきました。今ではラオスで現地の弁護士に会っていると、ほっとするような感覚もあります。

また、カンボジアでは、日弁連が弁護士養成の支援を始めた当初の弁護士が、今やカンボジアの弁護士会を支える人材になっています。2015年に、弁護士養成校でのセミナー開催等のためにカンボジアに渡航しましたが、弁護士養成の支援を始めた当初の弁護士が会長等になってカンボジアの司法を支えている姿を見て、強い感銘を受けました。

このように、各国の将来を支える人材に支援をしているということに、非常に大きなやりがいを感じています。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦勞すること

私自身は、通常の弁護士業務として、一般民事や刑事事件等を幅広く取り扱っています。現在所属している事務所は、若手弁護士同士で共同運営している形態になりますので、時間的にも自由に活動に携わることができません。勤務弁護士の場合には、事務所の意向も考慮に入れながら活動することが必要になるかもしれません。日弁連の委員会活動は興味のある活動に時間をたくさんかけたいという思いはありますが、やはり自身の仕事との調整をすることは必要になってきます。

また、現地に渡航する際には、短い日程でも、仕事を2、3日休まざるを得ませんので、時に調整に苦勞することもあります。



### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

国際司法支援の活動は、弁護士経験を活かしながら、支援国のメンバーと司法分野の将来を築いていくという、普段の仕事とは全く異なる面白味のある仕事です。このような活動にご興味をお持ちの方がいれば、是非積極的に参加していただきたいと思います。なお、国際司法支援活動に携わる際に要求される語学力については、支援関係者と英語でやり取りする機会もあるので、英語の語学力があった方が望ましいですが、現地の言語の通訳をつけることも多く、必ずしも必須のものではありません。私自身も、留学経験等はなく、OJTで英語を勉強しながら対応をしています。

また、国際司法支援活動は、従来の典型的な弁護士業務に限らず、弁護士業務の幅の広さを示す一例であると思います。弁護士の醍醐味はその自由さであり、若手会員の皆さんには、興味がある分野、社会的に意義のある分野について、新しく開拓していただければ幸いです。





永野 亮

Nagano Ryo

東京弁護士会  
新 65 期  
山下・渡辺法律事務所

## 弁護士になりたい子どもを増やそう！

2011年3月 中央大学法科大学院修了  
2011年9月 司法試験合格  
2012年12月 司法修習終了  
2012年12月 山下・渡辺法律事務所勤務  
2014年4月 中央大学法科大学院実務家講師

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私は現在、東京の法律事務所で働いています。そして、通常の業務のほかに、東京弁護士会の委員会活動として法教育委員会の副委員長をすると共に、日弁連では市民のための法教育委員会の委員として法教育活動をしています。

東京弁護士会における法教育活動は、主に模擬裁判と裁判傍聴です。模擬裁判は小学校・中学校・高校に弁護士が赴いて、授業時間を使って、あらかじめ当方で準備したシナリオを用いて民事裁判・刑事裁判のロールプレイングを行い、生徒さん達に裁判官、弁護士（刑事では弁護士）、検察官役を実際に演じてもらうことを通じて、裁判の手续や法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）の役割や面白さを伝えています。模擬裁判が終わった後は、弁護士に対する質問の時間を設けたり、普段の仕事についてお話ししたりする時間を設けています。裁判傍聴は、弁護士が生徒さん達を引率して東京地方裁判所に刑事裁判の傍聴へ行き、その後、東京弁護士会の部屋を使って裁判手続きの流れの解説や、法曹三者の役割を伝えたり、弁護士の職業について紹介したりしています。その他にも、職業紹介のインタビューを受けたり、東京都教育庁と連携して、公開授業に法律実務家として関わったり、夏休みや秋休みに、公認会計士協会と連携してジュニア・ロースクールを行い、それぞれの仕事や役割を紹介したりしています。

日弁連における法教育活動は、教材作成や政策提言等、様々な活動があります。私は主に、「日弁連高校生模擬裁判選手権」の運営に携わっており、全国各地で開催される高校生模擬裁判選手権について、シナリオの作成や裁判所・検察庁との連携、関東大会の模擬裁判当日

の運営等を行っています。模擬裁判選手権は、関東大会がこれまでに11回開催されており、年々規模も大きくなり、メディアに取り上げられることも増えてきていますので、今後、ますます盛んになっていくと思います。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

私は、祖父母がどちらも小学校の教師をしており、昔からよく学校の話聞いて育ったため、学校教育に興味がありました。そのため、私自身も、大学生時代に塾講師のアルバイトをし、一時は将来の職業として教師になろうか迷ったこともありましたが、結局は、もともと小さなころからなりたいたいと思っていた弁護士になることを決めましたが、弁護士登録をしてすぐに知り合った弁護士が、東京弁護士会において法教育活動をしており、弁護士になっても教育に関わることが出来ることを知りました。そこで、東京弁護士会の法教育委員会に所属することになりました。私は、前述のようにもともと学校教育に興味があり、弁護士になってからも関われることに喜びを感じており、内容としても非常に公益性が高く、これからの法曹を育成していく上で、学校の授業の中で法曹三者の役割や裁判の手续を紹介することができることは、本当に重要な活動であると感じています。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

法教育活動のやりがいは、まさに法曹に夢を持っている子ども達や、あるいは法曹のことを知らない子ども達と触れ合い、法曹の仕事の社会的意義等を伝えることができることにあります。法教育の活動は公益性が高い一方で、弁護士にとって必ずしも経済的なメリットがあるものではありません。ただ、だからこそ、顧客の

獲得を狙ってする会話とは異なり、純粋な気持ちで子ども達と向き合い、職業としての魅力を伝えることができると考えています。加えて、子ども達に法曹の魅力を伝えることで、日々、自身が弁護士を目指した理由と純粋に向き合うことができると考えています。

最近印象に残っているのは、私が数年前に、ある高校へ刑事模擬裁判の指導に行った際、弁護士役として指導した生徒さんです。昨年、たまたま同じ高校に模擬裁判の指導に行くことがあったのですが、その際、数年前と同じ担任の先生から、当時の生徒さんが、模擬裁判の授業が終わった後に「永野先生のような弁護士になりたい」と言って法学部を志し、今は大学の法学部に進学して、法曹になろうと日々頑張っている、ということをお話してもらいました。

我々の行っている法教育活動によって、少しでも法曹を夢見て、志す人が増えてくれれば良いと思っています。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

法教育活動は、純粋な公益活動の側面が強く、通常の弁護士活動に直結するものではありません。加えて、法教育活動のメインともいえる模擬裁判は授業時間内に行われるため、平日の日中に活動する必要があります。また、遠方にある学校もあるため、時には半日、一日仕事になってしまう時もあります。

私は、事務所に入った当初から、法教育活動をしたことを事務所の代表に伝え、理解を得られていたのですが、時間の使い方については、きちんと事務所の代表等と相談する必要があるかと思っています。なお、現在は、ほとん



どが自分のクライアントで、自身で予定を調整して案件の処理を行っていますから、平日に時間を使ったとしても、その他の時間で業務をこなせばよくなっています。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

弁護士登録して間もない若手会員の方ですと、平日の日中に法教育活動のために事務所を空けることは、事務所との関係で難しいことがあるかもしれません。ただ、模擬裁判の日程はかなり前から学校と調整しているため、数ヶ月前から予定を調整することが可能です。難しいかもしれませんが、1ヶ月に1日でも、日中に時間を作ることを頑張ってみていただければと思います。あるいは、土曜日の授業の際に法教育活動を行うこともあります。法教育活動を通じて子どもたちと触れ合うことで、自身が「なぜ法曹になりたかったのか」「弁護士になって何をしたいのか」という、自身の源流を見つめ直すこともできますし、生徒さんも年の近い若い会員の方に来てもらうことを楽しみにしていますので、是非法教育活動に携わってほしいと思います。



中島香織  
Nakajima Kaori

高知弁護士会  
60期  
法テラス高知法律事務所

## 子どもの居場所づくり SOSを見逃さない！

2001年3月 東京外国語大学外国語学部修了  
2005年11月 司法試験合格  
2007年9月 司法修習終了  
2007年9月 わかばの風法律事務所勤務  
2008年9月 法テラス高知法律事務所赴任

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私は、①弁護士や地域のボランティアと一緒に「こども支援ネットみんなのひろっば」（以下、「ひろっば」といいます。）という団体で、子どもの居場所づくりに取り組んでいます。「ひろっば」は、虐待やいじめ、貧困など様々な原因から家庭や社会にほっとできる居場所を見つけられない子どもたちが、安心、安全に、食事を取ったり、困り事を相談したり、思い思いに過ごせる場所です。また、②子育て支援や子ども虐待対応のためのネットワークづくりを行う「子育て支援ネットワークほっとぽーと高知」（以下、「ほっとぽーと」といいます。）という団体で、子育てや子ども虐待対応に携わる様々な支援者と勉強会等を行っています。「ほっとぽーと」の目的は、子どもや家庭、その支援者が学び合い、支え合うことによって、子どもや家庭が、ありのままに心身ともに健やかに生きていける地域社会の実現にあります。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

①「ひろっば」の活動のきっかけは、少年事件での少年たちとの出会いです。彼らは小さなときから淋しかったり、貧しかったり、大人に搾取されたり、困ってもSOSを出す方法を知らなかったりというような日々を送っていました。彼らが審判の場に辿り着く前に、彼らの傍に、ほっとできる居場所があって、家庭や学校では得られない温かい人と過ごす時間や、温かいごはんを食べる場所、自分が感じたことを表現したり、やりたいこ

とを応援してもらえる環境があればと痛感し、そのような場所を、子どもと一緒につくることになりました。

②「ほっとぽーと」は、子ども虐待という複雑で解決の見通しにくい課題にともに取り組むからこそ、互いに批判し合うのではなく、正確な知識を得る勉強会という場を媒体に、フラットでフェアなつながりをつくりたいとの思いで始まりました。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

①「ひろっば」での活動は、今を生きる子どもと、何の目的も持たず、子どもを管理しようとせず「ありのままのあなたでいいよ。」という気持ちで接することです。そうすると、子どもがどんどん変わります。トゲトゲしていた子どもも、イライラ言葉を発する子どもも、それぞれが自分のしたいことを見つけていく。その成長する過程に立ち会えることがやりがいです。「わからないことは子どもに聞こう。」「子どもに教えてもらおう。」という姿勢が身に付くので少年事件の対応に役立つかもしれません。

②「ほっとぽーと」での活動は、グループワークで、職種や専門性によって異なる捉え方と取り組み方があることを実感できることにやりがいを感じています。また、子ども虐待という課題に取り組んでいる上で感じる自分自身の心の揺れや苦しさ、疲弊を、個別ケースを離れた勉強会によって回復させている気もします。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦勞すること

①休日に月3回程度、「ひろっば」で子どもと過ごしています。子どもが危険な行為をしたり、「ひろっば」の空間全体が混沌としてくると、大人も緊張しますし、疲れもします。しかし、居心地がよいからか、来てくれる子どもの数は増えています。子どもの数が増えても、ボランティアの数は増えず人手が足りないのが大変です。これを読んで関心を持ってくださった方がおられたらぜひボランティアにご応募いただきたいです。高知県以外にも子どもシェルターのような取り組みは各地で行われています。

②「ほっとぽーと」の勉強会及び勉強会企画のための会議は午後7時～9時という日常業務終了後に行っています。企画内容が決まれば、案内等の事務は事務担当者が行うので負担感はありません。企画内容についても、勉強会の度にアンケートを行い、参加者から要望をいただくのでネタが尽きることもありません。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

弁護士は、社会における課題に取り組むのに最適の職業だと感じます。その理由の一つ目は、周りにいてくれる弁護士の素晴らしさです。正義と公平を尊び、法律を守り、活用し、課題を共有し、その解決のために考えることを厭いません。二つ目は、弁護士以外の方々が、私たちの声に耳を傾け、つながろうとしてくれることです。つながってくれたら、私たちはその方々と、その方々が支援する方々の役に立つことができます。三つ目は、事件を通して社会における課題や理不尽に直面することです。そこに活動の出発点とすべきニーズがあります。ニーズから出発した活動ほど強いものはありません。ぜひ、課題や理不尽に出会ったら、「こんなのおかしい。なんとかしないと。」と声を上げてみてください。きっと、「私もそう思う。」という仲間に出会い、思いもよらなかった出来事や人々との出会いが始まると思います。





鬼澤秀昌  
Onizawa Hidemasa

第二東京弁護士会  
67期  
おにざわ法律事務所

## 新しい挑戦！ビジネス法務で社会課題を解決したい！

2009年10月 NPO法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京（SVP東京）にてインターン（～2010年3月）  
2012年3月 東京大学法科大学院修了  
2012年11月 NPO法人Teach For Japan勤務（～2013年10月）  
2013年9月 司法試験合格  
2014年12月 司法修習終了  
2014年12月 TMI総合法律事務所勤務  
2017年10月 おにざわ法律事務所所長

### WORKS

#### 01 | 私の活動

私は、2012年にBLP-Networkという弁護士中心の任意団体を立ち上げました。BLP-Networkは、主にビジネス法務を専門とし、その知識・スキルを使ってNPOやソーシャルベンチャー（\*ビジネスの手法を使って社会課題の解決を目指す団体）を支援している弁護士のネットワークです。2018年現在、50名程度の弁護士、修習生、法科大学院修了生などがメンバーです。私は、NPO法人Teach for Japan（\*主な事業は、教育への情熱と意欲ある若者を選抜し、指導力の高い教師になるための研修を行い、学校・教育委員会へ紹介し2年間サポートする事業と、選抜・研修を受けた大学生による無償の学習支援事業の2つです。）に1年間フルタイムの職員として勤務した後に、弁護士になりました。そのため、私自身も、企業法務の経験で培った知識・スキルでNPOの支援をしているほか、副代表としてBLP-Networkの運営活動も行っています。

BLP-Networkでは、NPOから相談をいただいたときに、内部で共有し希望者を募った上で、ご相談者に弁護士を紹介するというマッチングの活動をしています。マッチング後、個々の弁護士が行う支援は、支援先の状況により様々ですが、NPOの定款や契約書の作成、NPOが活動を行うにあたって知っておくべき法令・判例や文献の調査、NPOの危機管理、総会運営の指導、そして、著作権、個人情報などの分野におけるアドバイスなどが多いです。また、BLP-Networkとして、企業や中間支援団体等と協力してNPO向けの相談会を開催したり、継続的に勉強会を開催したりしています。海外展開を考えるNPOを支援することもあります。

### TRIGGER

#### 02 | 活動に取り組むようになったきっかけ

私がソーシャルベンチャーに関わるようになったのは、大学4年のときにTABLE FOR TWOの小暮真久代表の著書『「20円」で世界をつなぐ仕事"思い"と"頭脳"で稼ぐ社会起業・実践ガイド』に出会い衝撃を受けたからでした。その後、SVP東京（\*社会課題の解決に取り組む革新的な事業に対して、資金の提供と、パートナーによる経営支援を行っている団体）でインターンをさせていただくことになり、その中で、ソーシャルベンチャーを支援している弁護士の方々にお話を聞く機会がありました。それぞれお話を伺ったのですが、同じような想いでビジネス法務を生かしてNPO等の支援の活動をしている弁護士はいるもの、お互いの活動をあまり認識していないことに気が付きました。そのため、何かできないかと思い、2012年に司法試験を受験した直後に、NPOの支援に積極的に取り組んでいらっしゃる先輩弁護士に相談し、ご協力を得てその年の8月末にBLP-Networkを発足させることができました。なお、設立当初は、まだ自分は弁護士でもなかったので、飲み会の幹事等、事務的な仕事を担当していました。

### CHALLENGE

#### 03 | やりがい

BLP-Networkのメンバーは、所属している事務所や生活環境が変わった後でも継続的に関わってくださっている方々が多いです。ビジネス法務の知識やスキルを使って社会課題の解決に関わり促進できるということが、この活動の醍醐味ですが、そのようなことをまさに自分のミッションとして考えている弁護士が多いからで

はないかと考えています。

私としては、当事者意識をもって、社会課題の解決に取り組む弁護士が増えてほしいと思っています。その関わり方は、本業を持ちつつ、自分の時間をNPOへの支援に充てる方法でも良いですし、逆に、企業法務に関わりながらもNPOの方をメインにしたい人がいても良いと思います。それぞれが、自分のできる範囲で、社会課題を自分ごととして考え関わっていく、そんな弁護士が増えれば良いなと思っています。

### TIME MANAGEMENT

#### 04 | 時間の取り方・活動する中で苦労すること

私が2017年9月まで勤務していた事務所はいわゆる東京の大手事務所で、とても多忙ではありますが、公益活動は奨励されており、比較的自由に行うことが可能でした。国選弁護や委員会の活動は多くのアソシエイト弁護士も行っています。また、私のようなNPOの支援活動は、事務所ではほとんど例がありませんでしたが、事務所での業務に支障がない限り、昼間の時間帯でも自分の活動に充てることはできました。さらに、事務所の先

輩弁護士の中には、「面白い活動をやっているね」と積極的に評価してくださる方もいらっしゃいました。

### MESSAGE

#### 05 | 若手会員へのメッセージ

ビジネスの本質は、近江商人の理念にあるように「三方よし」、すなわち、売り手・買い手・世間のすべての関係者が満足する仕組みを構築することだと思っています。そして、ビジネス法務の本質は、そのような事業をサポートしスムーズに運営できるようにすることで、より多くの人々に貢献できることだと考えています。

NPOの支援活動というと、特別な活動をしているように感じるかもしれませんが、NPOの事業の支援に必要なのは、ビジネス法務において皆様が普段から行っている契約書のチェックやドラフト、法令、裁判例及び文献のリサーチなどです。ぜひ、ビジネス法務で培っている知識・スキルをNPOやソーシャルベンチャー等にも提供いただくことで、皆様の活躍の場を広げてほしいと思っています。

## ◆あなたはどんな活動に興味がありますか。

○例えば…

労働、消費者被害、多重債務、医療過誤、犯罪被害者支援、セクハラ等各種ハラスメント、DV、公害・環境、子どもの権利擁護、インターネット被害、国選弁護、国選少年付添人、当番弁護、民事介入暴力に対する対応（民暴）、女性の権利保護・男女共同参画社会の推進、貧困問題、生活保護、高齢者・障がい者支援、まちづくり、空き家対策、外国人の権利擁護、知的財産権保護、中小企業支援、海外法整備支援、官公庁における活動、企業内弁護士、日本企業の海外展開支援、災害復興支援、司法過疎地対策、人権擁護や司法制度に関するシンポジウムの企画・参加、各種セミナー・勉強会の講師、法テラスの相談、弁護団活動、市役所等の法律相談への参加、組織のコンプライアンスを高めるための活動、CSR推進活動、法教育、弁護士会の委員会活動 等

## ◆実際に行った活動

### ①具体的な活動内容

### ②活動してみて、やりがいを感じたこと

あしがき

## 弁護士になられた皆さんへ

弁護士の活動はいずれも、法の支配の実現という意味で、社会に貢献しているものです。この冊子で紹介する弁護士の活動は、その中でも広く社会に貢献する活動であり、我々弁護士・弁護士会が、以前から力を入れて取り組んできた活動、あるいは、社会のニーズに合わせて新たに取り組みをはじめた活動です。

近時、弁護士に対する社会からの期待が、ますます高まっています。そこで、弁護士・弁護士会が行っている社会に貢献する活動を広く広報するとともに、新たに弁護士となられた皆さんも、これらの活動に取り組み、先輩弁護士と同様に活動していただけるよう、本冊子を作成した次第です。

もちろん、社会に貢献する活動は本冊子でご紹介したものに留まりません。本冊子に記載されていない活動も沢山ありますし、社会が大きく変化している現在では、皆さんの創意工夫次第で新たな社会貢献活動が出来るかも知れません。

本冊子をご覧になり、社会貢献活動の醍醐味、やりがいを感じ、皆さん自身が先輩弁護士を追い越すような活躍をされることを期待しております。

JFBA 日本弁護士連合会